

(第一類 第五号)

第七十一回国会 大蔵委員会 議録 第十号

(一一三)

昭和四十八年三月二日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長代理理事 大村 襄治君

理事 木村武千代君 理事 松本 十郎君

理事 村山 達雄君 理事 森 美秀君

理事 阿部 助哉君 理事 武藤 山治君

理事 荒木 宏君

宇野 宗佑君 越智 通雄君

金子 一平君 栗原 祐幸君

小泉純一郎君 三枝 三郎君

萩原 幸雄君 坊 秀男君

村岡 兼造君 毛利 松平君

山中 貞則君 佐藤 観樹君

高沢 寅男君 塚田 庄平君

広瀬 秀吉君 村山 喜一君

山田 耻目君 小林 政子君

増本 一彦君 伏木 和雄君

内海 清君 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省主計局次 長岡 實君

大蔵省理財局長 橋口 收君

大蔵省理財局次 長 後藤 達太君

運輸大臣官房審 議官 原田昇左右君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審 議官 岩瀬 義郎君

大蔵省理財局資 金課長 福島 量一君

日本国有鉄道常 務理事 小林 正知君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

三月一日

辭任

木野 晴夫君

塩谷 一夫君

補欠選任

松浦周太郎君

赤澤 正道君

三月一日

付加価値税の新設反対に関する請願(近江巴記

夫君紹介)(第七一三三号)

同(広沢直樹君紹介)(第七一四四号)

同(伏木和雄君紹介)(第七一五五号)

同(松尾信人君紹介)(第七一六六号)

子供劇場の入場税免除に関する請願(荒木宏君

紹介)(第七一七号)

同(諫山博君紹介)(第七一八八号)

同(小林政子君紹介)(第七一九九号)

同(柴田睦夫君紹介)(第七二〇〇号)

同(田代文久君紹介)(第七二二二号)

同(東中光雄君外八名紹介)(第七二三三号)

同(増本一彦君紹介)(第七二三三三号)

同(三浦久君紹介)(第七二四四号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第七二五五号)

同(阪上安太郎君紹介)(第七二六六号)

同外一件(江田三郎君紹介)(第七二六五号)

同(江田三郎君紹介)(第七二六五号)

同(小坂善太郎君紹介)(第七二六四四号)

身体障害者に対する自動車重量税撤廃等に関する

請願(竹村幸雄君紹介)(第七二六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する

る法律案(内閣提出第一号)

○大村委員長代理 これより会議を開きます。

本日、鴨田委員長が病氣のため出席できません

ので、その指名により、私が委員長職務を行な

います。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する

法律案を議題とし、質疑を続行いたします。増本

一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本です。

この特別措置法案が、国家の財政法の体系で今

度大体どういう位置づけになっていくのかという

ようなことがまだ明確ではありませんので、少し

その点について伺いたいと思います。

法案の二条一項が、長期運用予定額につき「資

金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分ごと

に、予算をもつて国会の議決を経なければなら

ない。」というように書いてあるわけですが、これ

も、予算をもつて国会の議決を経るということに

なると、長期運用予定額自身、これを予算だとい

うように見ているのかどうか、そこからまず伺

いたいです。

○橋口(収)政府委員 お尋ねのございましたの

は、長期運用予定額、つまり五年以上にわたる運

用期間のものにつきましては、特に現在資金運用部

資金法なり、あるいは簡易保険積立金に関する法

律によりまして、それぞれ主務大臣にこの権限が

委任をされております中から、特に長期の運用の

ものににつきましては、資源配分的な性格を持つとい

うことで、国権の最高機関としての国会の御判断

を仰ぐ、こういうことになってあるわけござ

います。国会の御意思なりあるいは国会の御判断

を確認する方法としましては、どういう形式がある

かということですが、御承知のように、

法律案あるいは予算あるいは条約というような形

が考えられますが、今度の場合は国内問題でござ

いますから、条約ということは一応別にならな

い。法律案か予算かということになるわけござ

います。法律案は、御承知のように国会の御意

思を確認する有力な方法でございますが、一方予

算は、毎年度のいわば一種の規制に関するもの、

それから数量的な事項を内容とするものは、いわ

ば予算という形式が最も適当な形であるというこ

とであらうかと思えます。したがって、今回の

五年以上の長期の運用につきましては、国会の御

判断を仰ぐ方法としまして、予算という形式をと

るということにいたしましたわけでございます。た

だ、予算は御承知のようにいろいろな形式がござ

います。予算の中にも、歳入歳出予算のほかは

四つの形式がござります。その予算の中の予算総

則という形をとったわけでございます。それは

予算ということばで一括して表現している、こう

いうことでございます。

○増本委員 これは、国会の議決の形式として

も、それがまた内容、ていさの上からも、予

算の一部を構成するものだ、こういうように了解

していいわけですか。

○橋口(収)政府委員 そのとおりでございます。

○増本委員 そうしますと、これは運用対象区分

ごとに、予算をもつて国会の議決を経るというこ

とになっていますが、これは運用対象区分ごとに

すべて予算の一部分を構成している、こういうよ

うになるわけですか。

○橋口(収)政府委員 これは特別会計予算総則第

十四条をござらいただきますとおわかりのよう

に、資金別に、それから運用対象区分ごとに、予

算総則の中に金額が打ち込んでございます。それ

が予算でございます。

○増本委員 今度の特別措置法の法案の内容だけ

では、つまりどこにどういう位置づけをするかと

いうことは明記してないわけでしょう。だから、政府が特別会計の中の予算総則の中にそれを入れたというのには、政府の側の一つの法解釈を前提にした形式として、そういうやり方をとられた、こういうことになるわけです。そうですね。——これが予算の構成部分であるということでありまして、そうすると、まず財政法との措置法との関係はどういうようになるのですか。全面的に適用があるかどうか、その点はどうか。

○橋口(收)政府委員 財政法第十六条をこらういふに、予算の内容として、「予算は、予算総則、歳入歳出予算、繰越費、繰越明許費及び国庫債務負担行為」をいうように書いてございまして、この中の歳入歳出予算でないことは、過日の御質問に対するお答えで明らかであらうかと思いますが、財政法にいう収入支出あるいは歳入歳出とは性格を異にしておりまして、したがって、歳入歳出予算であるという性格のものではないということになるわけでございます。そういういたしますと、繰越費、繰越明許費及び国庫債務負担行為でございますが、これはいずれも予算の形式として長期の予定額を規定する性格のものにはなじまないものであります。したがって、いまして、予算という形をとります場合には、残るものは予算総則でございます。

予算総則は、財政法第二十二條にその内容が規定してございます。特に規定を読み上げるのは省略をいたしますが、予算総則の内容に該当するものとして、さらにどういう会計の予算総則が適当かということでございますが、これは資金運用部特別会計あるいは簡保資金の積立金の運用に関する特別会計という形で、特別会計が国会に出ております。その内容は利息の支払いなり利息の収入なり、いわゆる損益計算ということで、国会で審議を受けておるわけでございます。その利息の支払いなり収入等と密接な関係があるということ、特別会計の予算総則に長期の運用予定額を記載したわけでございます。

○増本委員 この資金運用部資金や、あるいは簡

保、年金の積立金にしましても、これをそれぞれのところ運用させるには資金調達、原資の調達の必要があるのです。前回議論があつて、これは歳入歳出の予算とは違ふのだということを強調されたわけですが、要するに予算だといふと、いかにそれが財源に当たるものですが、この予算でいう歳入予算明細書に当たるようなものというものは、こういう特別措置で資金運用する場合に必要ないものなのか。

○長岡政府委員 理財局長からお答え申し上げます。したように、予算ではございませうけれども、予算を形成する各要素のうち予算総則に属するものでございまして、歳入予算ではございませうけれども、その明細書のようなものを添付する法的な必要性はない、かように考えております。

○増本委員 そうしますと、原資調達ないし資金調達は、この法案に基づいてそれぞれの運用予定額を審議する際には、国会でそれは審議の対象には全然入らないということですか、その点はいかがですか。

○橋口(收)政府委員 この点は、先ほどのお答えの裏になるかと思いますが、一般会計予算あるいは特別会計予算のように、歳入というものがあつて、その歳入をもととして歳出を行なう、論理的に申しますと、最初に経費の必要性なり支出の目的というものがございまして、それに必要な財源を税制その他で調達するというのが一般予算の仕組みでございます。それに對しまして資金運用部資金あるいは簡保資金という性格のものは、自然に受動的に集まる資金が原資でございますから、いわゆる財源調達という概念とは性格を異にいたしております。いわば財源のほうは受動的に有償の資金として集まっておりますから、それを運用するという宿命を本来持っているわけでございます。

そこで従来は、その運用につきましては主務大臣に権限が委任をされておつたのでございまして、が、今回特に五年以上の運用につきましては資原配分的な性格を持つ、いわば財政資金の配分とし

ての性格を持つということで、財政支出のうちの一つだから、国庫の最高機関としての国会の判断を仰ぐということにいたしましたわけでございます。それから、初めに歳出ありきということにせしめ、初めに資金ありきということに前提を申し上げたわけでありまして、自然に集まってくる資金をいかに運用するかということが本来ものの考え方の端緒になつたようなことでありまして、最初に経費の必要性なり支出がございまして、その必要な財源について国会の御審議を仰ぐ、こういう性格のものでないわけでございます。そういう点から申しまして、いよいよ財源調達とは性格を異にする、こういうことであらうかと思ひます。

○増本委員 それでもそれぞれ運用する予定額を対象区分ごとと定めて国会に出して、こういう方向で使います、それについてひとつ承認をしてくれ、こういう内容のものでせう。そうすると、国会で審議する場合でも、それを認めるという上からいけば、それぞれの使われるお金がどういふお金で、それはそれぞれの当該年度にだけだけ入金してくるものであるかというふうなことに對して、やはり当然關心を持つし、国会の審議に對して責任を持つという立場からいっても、それはやはり必要なことではないかというふうに思ふのです。

それからもう一つは、今度政府のほうでその資金を運用する場合でも、これこれにこういう財源があるし、また当該年度にこういう財源が入ってくるというところが見込まれるからということで、原資ないし資金の見込みは当然勘定に入れて計画は立てられるわけでしょう。その点はどうなんですか。

○橋口(收)政府委員 財政投融資計画を作成いたします場合には、御指摘がありましたように、原資の見込みというものの積算をいたします。これは国会に提出をいたしております参考資料の財政投融資資金計画の中に、原資の見込みというものは、資金運用部資金のおもな内容を占めるものとしての郵便貯金、それから年金資金について見込

みを立てるわけでございますが、郵便貯金の見込みにつきましては、郵政省と話をいたしまして、郵貯特会の積算の基礎をなす貯蓄目標を郵便貯金の原資として計上いたします。それから年金につきましては、厚生年金あるいは国民年金につきましても、厚生省の、いわゆる収支差額に相当するものでございまして、収支の差額が積立金になるということで、それを計上いたします。

それだけで財政投融資の必要原資が十分であります場合はよろしいのでございまして、それで足りません場合には、既往の融資の回収金なりあるいはその他の特別会計からの預託金を充当いたしまして財政投融資計画をつくるわけでございます。これも前回の委員会でお答えをいたしましたので、集まってくる原資を全部使うという性格のものではないのでございまして、集まってくる原資は一定の金利体系のもとにおいて一定の額が集まってくるから、これについての目標というものを特に設けておりませんが、その中のおもな郵便貯金、年金については、ただいま申しましたとおり、目標を立てて計算をいたしております。したがって、そういう形でもちろん原資についての見当をつけるわけでございますが、しかし資金運用部資金全体として財政投融資の需要に應ずるわけでございますから、特に一定の目標を立てて、それ以上は受け入れないとか、あるいは不足する場合にどうするか、あるいは一般会計予算のようには予備費を設けるとか、そういう形をとっております。したがって、原資についての見込みはあくまでも見込みでありまして、これは前回もお答えをいたしましたように、一種の調整経理なり調整経理なり調整勘定としての「その他」勘定というものを活用いたしておるのでございます。

○増本委員 そうしますと、この原資ないし資金ですけれども、この積算見込みですね、これについてはどうなんですか。それに関する資料は、見込みの調書やその他一応参考書類として出るけれども、それについて個別に、入ってくるお金がこれこれだから、だからその分のうちについてそ

れぞれの政府機関や公団、法人その他に対してこれだけの運用をするというこまかい見込みや何かについて、これは審議の際に国会に検討をしてもらうというたてまえで考えられているのか。あるいはそれは一般の参考書類の中に書いてあるから、それはそれを踏んでそして審議に臨んでもらう、こういうことなのか。その点はいかがでしょう。

○橋口(收)政府委員 財政投融資の資金の原資の性格につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、法律的に申し上げますと、資金運用部資金あるいは簡保の積立金に関する法律というのがございます。その管理運用権は大蔵大臣あるいは郵政大臣ということになっております。したがって、国会の御意思としては、資金運用部資金あるいは簡保資金のようなものは、資金のかたまりとしての性格を持ったものにつきましては、行政府の長としての主務大臣がこれを管理運用するのが適当だという御判断であらうかというように考えるわけでございますが、そのうち特に五年以上の長期のものにつきましては、例外的にさらにその運用につきまして、国権の最高機関としての国会の御判断を仰ぐということでございます。したがって、前回もお答え申し上げましたように、大体二十兆という巨大な金融機関の資金の出入りでございますから、どれだけ資金が集まり、それがどういふふうな運用されるというところを、すべてを明らかにすることは事前的には困難でございます。したがって、そのうちの一定部分、特に資源配分的な影響を持つものにつきまして国会に提出をいたしているわけでございまして、資金の総量の動きにつきまして事前に原資の見込みなりあるいは運用の総体につきまして国会の御判断を仰ぐというところは適当でないし、また困難であるというふうに考えておるわけでございます。

○増本委員 そういたしますと、たとえば資金運用部資金の二十兆をこえる膨大な金について、そのうちの一部の郵便貯金とかあるいは国民

年金その他資源配分的なことが可能なものだけということになる、それ以外のものについては国会はこれまでもそれについて審議ができなかったし、それから今後その問題については全然審議が及ばないということになるのですが、ただそのうちの資源配分的な分についてだけ今度の法案で一応明らかにすることができ、こういうことになった、こういうことになるわけですか。

○大村委員長代理 政府委員に申し上げます。答弁は、声を大きくし、的確に、簡潔にお願いいたします。

○橋口(收)政府委員 資金運用部資金の全体について国会との関係でどうなっているかという、こういう御発言であらうかと思いますが、これは先ほどもお答え申し上げましたように、現在の資金運用部資金あるいは簡保積立金に関する法律におきましては、資金の管理運用権はそれぞれ大蔵大臣あるいは郵政大臣ということになっております。したがって、そのうち特に五年以上の長期のものにつきまして国権の最高機関としての国会の御判断を仰ぐという措置をとったわけでございます。法律上なりあるいは予算上の性格としては行政府の権限でございますが、それは国会として一般的な国政調査権をお持ちでございますから、それはもちろん御調査になることは可能でございますし、またお尋ねがあれば十分お答えする用意はございます。

なお、念のために申し上げておきますが、資金運用部資金あるいは簡保の積立金に関する法律の規定によりまして、運用の対象というものは法律で明定をされております。したがって、どういう運用対象に運用するか、運用範囲は限定されておりますので、したがって、どういう形で、あるいはどういふ金額を運用するかというところは郵政大臣の裁量にまかされておるわけでございまして、どういふ対象に運用するかということ、国権の最高機関としての国会の御判断としての法律によって定められているのでございます。

○増本委員 ちよつと具体的に聞きますけれども、郵便貯金が二兆三千億円、これは四十八年の郵便貯金残高の増加予定額であるというようになっていきますけれども、この見込みの合理性とか根拠というものは、これは具体的にどういふところから出ているのですか。

○橋口(收)政府委員 財政投融資計画作成官庁の立場におきましては、できるだけ原資が多いことが望ましいのでございますが、しかし、資金運用部資金として郵便貯金を集めているわけではございませんから、これは郵政省が主体となり郵貯特会において郵便貯金の経理をいたしておりますので、これは郵政省の貯蓄目標額というものをそのまゝここに計上しているわけでございます。

○増本委員 郵政関係はいろいろと調べてないですか。――じや、質問はあとに保留します。

○橋口(收)政府委員 これも原理的には同じでございます。まして、厚生省と相談をいたしまして、収支の差額をそのまゝ計上することにしたしております。これは、厚生年金、国民年金につきましては制度改正もございまして、制度改正の保険料の引き上げを織り込んで厚生省の計算いたしました金額をそのまゝここに計上いたしております。ただ、技術的に申しますと、ずれの関係がございまして、厚生省の計算いたしました収支差額のうち当該年度の九割が当年度の資金運用部資金に対する預託になる、一割は明年度にずれ、そういう技術的な補正はいたしておりますが、厚生省の計算をそのまゝ計上するという原則を一応とおるわけでございます。

○増本委員 このような原資調達ないし資金の積算の基礎を、たとえばこの運用予定額を審議する際に、歳入予算の明細書に相当するようなものと同じような形で添付して、一括して国会の審議の便宜をはかる、そして審議を十分に行なわせるといふような仕組み、こういうものはお考えになっているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは二十兆の金融機関が来年度どのくらい資金が伸びるか、こういう問題でございますから、ただ、これは政府の運営する金融機関でございますし、それから原資の源泉になる郵便貯金にしましてもあるいは年金にしましても、国の管理する制度でございますから、そこにはおのずから相違はございますが、それぞれの積立金なりあるいは郵便貯金の増加を受け入れるというものが資金運用部資金の制度的な使命でございますから、したがって、それら各種制度の反映として預金がふえる、資金がふえるというところでございますから、いまお尋ねがございましたのは、どちらかと申しますと、それぞれの郵貯特会なりあるいは厚生保険特別会計の収支の問題あるいは貯蓄目標の問題であらうと思っております。したがって、お尋ねがあれば可能な限りお答え申し上げますが、ただ、一定限度を越えますと、これは郵政省なりあるいは厚生省から御聴取いただくべき性格の問題であらうと思っております。

○増本委員 今度は、運用資金をそれぞれのところに流しますね。これについてのそれぞれの使用の計画、受ける側が使う計画ですね、何の目的で使うのかという使途計画と事業の計画、こういうものをそれぞれ個別に審議をする必要が国会の中ではあると思うのですが、それについてのそれぞれの仕組みや体制をどのようにお考えになっているのか。この措置法案の具体的な運用としては、どういふようになっているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは財政投融資対象機関の性格別にどういふ制度になっているかという問題であらうかと思いますが、御承知のように、財政投融資対象機関の中には、特別会計がございしますが、これは特別会計歳入歳出予算として国会に提出をされております。それから政府関係機関の中の公社につきましては、専売公社は財政投融資機関になっておられますが、国鉄、電電につきましては、やはり公社の予算というわけですから国会で御審議をいただくわけでございます。それから政府関係機関の中の公庫、輸開銀につきましては

○増本委員 ちよつと具体的に聞きますけれども、郵便貯金が二兆三千億円、これは四十八年の郵便貯金残高の増加予定額であるというようになっていきますけれども、この見込みの合理性とか根拠というものは、これは具体的にどういふところから出ているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは二十兆の金融機関が来年度どのくらい資金が伸びるか、こういう問題でございますから、ただ、これは政府の運営する金融機関でございますし、それから原資の源泉になる郵便貯金にしましてもあるいは年金にしましても、国の管理する制度でございますから、そこにはおのずから相違はございますが、それぞれの積立金なりあるいは郵便貯金の増加を受け入れるというものが資金運用部資金の制度的な使命でございますから、したがって、それら各種制度の反映として預金がふえる、資金がふえるというところでございますから、いまお尋ねがございましたのは、どちらかと申しますと、それぞれの郵貯特会なりあるいは厚生保険特別会計の収支の問題あるいは貯蓄目標の問題であらうと思っております。したがって、お尋ねがあれば可能な限りお答え申し上げますが、ただ、一定限度を越えますと、これは郵政省なりあるいは厚生省から御聴取いただくべき性格の問題であらうと思っております。

○増本委員 今度は、運用資金をそれぞれのところに流しますね。これについてのそれぞれの使用の計画、受ける側が使う計画ですね、何の目的で使うのかという使途計画と事業の計画、こういうものをそれぞれ個別に審議をする必要が国会の中ではあると思うのですが、それについてのそれぞれの仕組みや体制をどのようにお考えになっているのか。この措置法案の具体的な運用としては、どういふようになっているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは財政投融資対象機関の性格別にどういふ制度になっているかという問題であらうかと思いますが、御承知のように、財政投融資対象機関の中には、特別会計がございしますが、これは特別会計歳入歳出予算として国会に提出をされております。それから政府関係機関の中の公社につきましては、専売公社は財政投融資機関になっておられますが、国鉄、電電につきましては、やはり公社の予算というわけですから国会で御審議をいただくわけでございます。それから政府関係機関の中の公庫、輸開銀につきましては

○増本委員 ちよつと具体的に聞きますけれども、郵便貯金が二兆三千億円、これは四十八年の郵便貯金残高の増加予定額であるというようになっていきますけれども、この見込みの合理性とか根拠というものは、これは具体的にどういふところから出ているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは二十兆の金融機関が来年度どのくらい資金が伸びるか、こういう問題でございますから、ただ、これは政府の運営する金融機関でございますし、それから原資の源泉になる郵便貯金にしましてもあるいは年金にしましても、国の管理する制度でございますから、そこにはおのずから相違はございますが、それぞれの積立金なりあるいは郵便貯金の増加を受け入れるというものが資金運用部資金の制度的な使命でございますから、したがって、それら各種制度の反映として預金がふえる、資金がふえるというところでございますから、いまお尋ねがございましたのは、どちらかと申しますと、それぞれの郵貯特会なりあるいは厚生保険特別会計の収支の問題あるいは貯蓄目標の問題であらうと思っております。したがって、お尋ねがあれば可能な限りお答え申し上げますが、ただ、一定限度を越えますと、これは郵政省なりあるいは厚生省から御聴取いただくべき性格の問題であらうと思っております。

○増本委員 今度は、運用資金をそれぞれのところに流しますね。これについてのそれぞれの使用の計画、受ける側が使う計画ですね、何の目的で使うのかという使途計画と事業の計画、こういうものをそれぞれ個別に審議をする必要が国会の中ではあると思うのですが、それについてのそれぞれの仕組みや体制をどのようにお考えになっているのか。この措置法案の具体的な運用としては、どういふようになっているのですか。

○橋口(收)政府委員 これは財政投融資対象機関の性格別にどういふ制度になっているかという問題であらうかと思いますが、御承知のように、財政投融資対象機関の中には、特別会計がございしますが、これは特別会計歳入歳出予算として国会に提出をされております。それから政府関係機関の中の公社につきましては、専売公社は財政投融資機関になっておられますが、国鉄、電電につきましては、やはり公社の予算というわけですから国会で御審議をいただくわけでございます。それから政府関係機関の中の公庫、輸開銀につきましては

は、いわゆる損益計算、利息の支払い、利息の収入、経費計算につきましては、政府関係機関予算という形で国会の御審議をわすらわしておるのでございます。公団、事業団その他特殊会社がございますが、こういうものにつきましては、前からいろいろ議論はございますが、いまの公団、事業団につきましては、その事業計画あるいは資金計画は主務大臣の認可になっております。行政府に一任をされておるのでございますが、これは前回の委員会でもお答え申し上げましたように、経過的に申しますと、公社とかあるいは政府関係機関の運営の実態のいわば反省の上に立つて、できるだけ弾力的、自主的な運用を行なうほうが望ましいという国会の御判断もあり、そういうわけで、現在は主務大臣の認可にまかされておるのでございます。

したがって、これらの機関、特別会計から特殊会社まで、性格上の差異はございますが、しかし資金運用部資金の対象になし得るものとしての性格の限定はおのずからございます。これは資金運用部資金法に明定をされておりました、国とか政府関係機関あるいは債券を発行し得るような、いわば民間資金を調達し得るような能力を持った機関に限定をされております。と同時に、政府なり地方団体以外の、つまり民間の出資がないものというところで法律上ははっきりと明定をされておりますので、その範囲内におきまして、これは一般予算の編成と同じような手続によりまして、前年の八月までに財政投融資の要求書というものを大蔵省に出していただくことになっております。それに基づきまして、事業計画なり資金計画のいわば策定をいたしまして、最終的に機関別の財政投融資計画というものを決定いたすのでございます。

なぜそういう仕組みをとっておるかということでございますが、これは御承知のように、財政対象機関の中には一般会計から補助なり交付金をもらうものもございますし、一般会計からの出資あるいは産投会計からの出資等ももらうものもございますので、それら資金の入り繰り調整の関係もございまして、一般予算と同じような編成手続で財政計画を決定いたしておるのでございまして、その計画の決定に基づいて、個々の資金需要に応じて資金を融資するというのが運営の実態でございます。

○増本委員 そうしますと、まず政府がする投資ないし融資、これの可否の判断の基準というのは一体どこに求めているわけですか。

○橋口(収)政府委員 財政投融資の対象機関になるためには、一定の資格条件がございます。これは先ほど申しましたように法律にきまつておりますので、その法律の適格条件に該当しないものは、幾ら希望いたしましても、法律の制約がございますから、財政の対象機関にはならないということでございます。

そこで、財政投融資の対象機関に性格的になるということになりましたとどうするかということでございますが、いまのお尋ねは、投資なり出資と融資とをどういうふうに分けてやるかということでございますが、これは原理的に申しますと、当該機関の資金コストをどうするかということとできまわります。融資機関で申しますならば、運用の金利水準と申しますか、どういう金利水準で融資を行なうか、それから事業機関で申しますと、どういう資金回収コストで事業を行なうか。

たとえば輸出入銀行で申しますと、金利水準を一定に保つためには、資金運用部資金等からの借入金というものは利息のついたお金でございますから、これを出資によって薄めて低い金利水準を確保する、こういうことになるわけでございます。

それから事業機関で申しますと、たとえば住宅公団で申しますと、住宅公団の資金の回収コストを四・七%にするためには、運用部からの有償の借入金に加えてどの程度一般会計から援助をするか、こういう仕組みになってまいります。主としてそういう観点から、出資をどのくらいにし、融資をどのくらいにするということがきまつてま

います。ただ、いまの説明の中にも入っておりますが、産投会計からの出資のみでなくて、一般会計からの出資あるいは補助金、交付金とか、かつこうでも財政援助ができるわけでございますから、そういうものとの組み合わせも考えて、全体として当該機関のコストをどうするかという観点から、資金融資の基準をきめておるのでございます。

○増本委員 ここで、この法案の第二条は、長期運用予定額を運用対象区分ごとに国会の議決を経るというふうになっておりますけれども、そこで、各運用対象区分ごとに国会の側で審議の際に、このほうについてはさらにこれだけ余分に運用するようになりとるか、あるいはこれについては必要がないから削れと、そういう修正とかあるいは組みかえとか、そういうものを予定しているのかどうか、その点はいかがですか。

○橋口(収)政府委員 これはいままでの御説明で明らかであるかと思いますが、特別会計の予算総則に運用対象区分ごとに、または資金積立金の別に金額をぶち込んでおりますので、問題は予算の修正という問題にならうかと思っております。したがって、予算総則ではございしますが、予算の修正ということが可能かどうか、そういう法律問題として研究すべき問題であらうと思っております。

○増本委員 政府側の見解はどういうことになるのですか、研究するということは。

○橋口(収)政府委員 これは予算全体の問題でございまして、予算の中の項目をどうするかという問題でございまして、法律的、原理的に申しますれば、一般予算の修正の問題と同じ問題というふうに考えております。

○増本委員 そこで、政府が運用部資金のうち、五年未満のものを除いて五年以上のもの、これについてだけ国会の議決を経るというようにした一番大きな理由というのはどこにあるのですか。

○橋口(収)政府委員 これは政府の財政制度審議会の答申でも述べておりますように、資金運用部資金なり簡保資金の性格をどういうふうに考

えるのかということと関連があるのでございまして、資金運用部資金なり簡保資金は、本来いわゆる金融的な資金でございまして、一定の金利条件のもとにおいて国民が任意の貯蓄をするという性格のものでございまして、租税によって強制的に国民から所得を吸い上げるというのと基本的に性格を異にしております。したがって、そういう本来金融的な資金であるという性格に着目いたしますと、従来のように政府の判断で財政措置を行なうということは少しも差しつかえない、そういう御意見が財政制度審議会の中にもあったのでございまして、ただ、繰返し申し上げておりますように、財政投融資の規模が大きくなり、その運営の実態というものが経済に対して大きな影響を及ぼすようになってきているという現状に着目いたしまして、特に長期の五年以上の資金につきましては国会の御判断を仰ぐという措置をとったのでございまして、なぜ五年以上にしたかという理由をいたしましては、原理的にはいま申し上げたようなこととございまして、本来であれば、長期の運用というところになりますと、日本でも国債の償還期限が十年でございまして、一番短く考えましても十年以上ということ、本来であれば平仄が合うということであらうと思っております。あるいは諸外国の例で申しますならば、長期債というのは大体二十年以上というものが相場のようにございまして、五年以上ということになりますと、いわば中期の運用も含めまして国会の議決にかからしめるということとございまして、政府としてはいわば相当勉強したということであらうかと思

それからもう一つは、従来から財政投融資の計画表に載せておりますのは、五年以上の長期のものにいたしております。国民金融公庫とか、あるいは商工中金のような運搬資金を取り扱う機関につきましては、資金の回転等の関係もございまして、現在五年で融資を行なっております。したがって、従来から五年以上のものをすべて財政投融資の計画表にのせておりましたということも

あり、それについての国会のいろいろな論議の経過も踏まえて、五年以上ということにしたのでございまして、本来、詰めて考えれば、あるいは十年以上とかあるいは十五年以上で差しかえないものを、特に政府としては、従来の経緯にもかんがみ、また国会における御便宜ということも考えまして、五年以上ということにしたのでございまして。

○増本委員 それじゃ、これまでその五年以上のもので、それぞれの資金を使った結果、それがどういう効果を持ち、どういう結果に終わっているかという点について、それはすべて国会に報告され、あるいはその事後について国会での審議の対象にはなってきたのですか。

○橋口(収)政府委員 これは法律案第四条に明らかなように、運用実績の報告を国会に提出することになっております。したがって、この法律案が法律ということになりまして、この規定に基づきまして、国会に対して実績の報告をするということになるのでございまして。

○増本委員 これまでどうだったのですか。

○橋口(収)政府委員 この法律案が成立する以前は現状でございまして、どういう形で財政投資の機関別に運用をしたかという、運用サイドからの報告というものは一切いたしておりません。これは資金運用部特別会計に関する決算の報告というふうな御報告しております。

○増本委員 一年以下のものの場合でも、たとえば石炭鉱業合理化事業団への貸付金とか石炭鉱業事業団への貸付金とかあるいは地方公共団体への貸付金等々も、貸付金としては含まれておりますね。これも政府の一つの金融活動です。それから一年をこえて五年未満のものでも特別会計への貸付金も含まれております。こういうのもやはりその政府の金融活動として資源の配分的な機能を持つてゐるわけですね。こういうものについて、政府の金融活動そのものが正しいのかどうかというのを含めて国会の審議を経るというのが、私は財政民主主義の立場からいえば当然のや

り方だというように思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○橋口(収)政府委員 これは、いわゆる資金運用部資金なり簡保資金の存在それ自体の根幹に触れる問題であらうかと存じます。これは財政法四十条の規定によりまして、資金運用部資金あるいは外国為替特別会計資金という資金の存在というものを認めておるのでございまして、これは本来、一本一本の取引なりあるいは収入支出、歳入歳出というような性格を持たないものであります。したがって同時に、会計年度区分にはなじみにくいものとして、いわゆる歳入歳出外現金として行政府の管理にまかされておる資金というものが現存するわけでございますから、したがって、いまの御発言の延長としては、端的に申し上げますと、資金の存在なりあるいは資金の性格を否定するということであらうかと思ひます。一定の条件のもとにおいて行なわれる資源配分的な性格を持つものについて特に国会の審議を仰ぐということでございますから、日々歳々入つてまいります預金の運用なりあるいは回収金なり、これは一日として利息をつけない運用ということとは許されないのでございまして、受け入れた資金には全部利息がつくと、こういう性格でございまして、それから、そういうものにつきましては、日々弾力的にその有利運用ということをする必要がございまして、その一本一本につきまして計画を立て、国権の最高機関としての国会の御判断を仰ぐというような性格のものにはなじみにくいのでございまして、これは資金として日々のいわばマナーバーとして政府が行なうものである、こういう基本的な考え方で現在の財政法四十条ができておるわけでございます。したがって、五年を切るような短い期間のものにつきましては資源配分的性格を持つものとして国会に提出するということは、実務的にも困難でございまして、また実際の意味も少ないというふうな考へております。

○増本委員 それでは、いままでは一般会計など予算の場合には、継続して事業をやる場合で

も、それは継続費として五年以内の期間のものについて、各年別に年額をきめて、そしてその一年間の支出についてまで含めて国会の審議を経る、こういうやり方でした。ところが、今度の措置法案によりまして、これは財政というこれまでの沿革的ないろいろの政府の運用のしかたを反映して、それを今度一応固定させて立法化しよう。そういうところから一つの原因があるためでもあると思ひますけれども、五年をこえて一体何年、どういう形で運営をしていくのか。それぞれのお金を振り向けてやる先についての事業計画あるいはそれが一体何年にわたつてそういうものを投資していくのか、あるいは融資していくのかというようなことについての、少なくとも継続費で要件をきめておると同じような考え方を、五年以上の分についてもやはり考えていく必要もあるのではないかと、そういうふうにも考えるのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○橋口(収)政府委員 継続費と比較しての御意見でございますが、これは二つの点で基本的に性格の相違がございまして、継続費は、御承知のように歳出予算に関する措置でございまして、いわゆる使い切りのものでございまして、資金運用部資金の運用等は、これは運用でございまして、運用したしましても、一定期間経過後は返済になる性格のものでございまして、その点が一つ。

それからもう一点は、運用期間五年以上というものは、融資期間、貸し出し期間五年以上の意味でありまして、たとえば国鉄の再建債で申しますならば、三十年というものでございまして、あるいは二十五年以上の融資が全体の四割ぐらゐを占めております。そういう融資期間のことを申しておるのであります。それぞれ単年度で、当該年度で各機関に貸し出して二十五年とか二十年の融資を決定するわけでございます。二十年間にわたつて金が出るという趣旨ではございません。一ぺん

で、一回で貸しましたものが、ある程度年賦というのがございまして、一定期間たつたら返ってくるという性格のものでございまして、何

年かにかつて支出をするという性格のものでございまして、これは継続費と基本的に性格を異にしているものでございまして。

○増本委員 あとは投資と財政の運用についての監督ですね。これは政府の側では具体的なシステムとしてどうなっているのですか。

○橋口(収)政府委員 これは金融機関でございまして、貸した金が適正に運用され、しかも返済が保証される、こういうことが望ましいわけでございます。融資の立場において、事前の審査もいたしまして、あるいは必要に応じて対象機関を呼び出して説明を受ける等の措置はいたしております。ただ、それぞれ政府の機関でございまして、先ほど来申し上げておりますように、監督大臣というものがございまして、事業計画なり資金計画なりにつきましては、これは主務大臣の認可になっておるもので、決定の際には大蔵省に合議がございまして、その内容は承知する機会がございまして、それから決算もございまして、決算の際にその内容をチェックするという機会も与えられておるもので、融資機関の立場において、可能な限りの審査と、可能な限りの事後のチェックはいたしております。しかし、責任という見地で申しますならば、それぞれの行政大臣が責任官庁ということになるわけでございます。

○増本委員 あとは、いま資料要求している部分がありまして、それが整つていませんので、きょうの私の質問は、総論的なものはこれだけにさせていただきます。また後ほど発言通告をしまして、個別の問題に入りたいと思ひます。

○大村委員長代理 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に、財政投資計画というふうな簡単にいっておるわけけれども、ことに今回そういう法改正をやるという場合に、財政計画とは何かという定義と範囲と、それから今回それをピックアップして対象にして論ずるものと、その辺の関係をひとつ伺いたい。

○橋口(収)政府委員 財政投資計画、あるいは先省略して財政計画と申しておりますが、これは先

で、やはり資金が入ればそれはおのずから運用を
予定することになります。したがって、
この資金の性格を変えた上で措置をするというこ
とになりまして、たとえば歳出権の繰り越しを
全面的に認めるとかそういう措置が必要になつて
まいりますし、あるいは全面的に弾力条項を認め
るとかいうような措置が必要になつてまいります
ので、やはりこれは本来の資金の性格と基本的に
相いれない。したがって、資金は資金として、
そのうちの一定部分について特に国会の御判
断を仰ぐという措置をとることが資金の実態にも
マッチしているし、この際それが一番適当な方法
ではなからうかというのが財政制度審議会の答申
でございます。そういう方向で措置をしたのでご
ざいます。財政法四十四条を發展的にどうする
ということは、これは主計局の所管の問題でござ
いますけれども、私は個人的にはたいへんむずか
しいことではないかというふうに考えておるので
ございます。

○竹本委員 次に、この法律で、予算をもつて国
会の議決を経るといふけれども、内容的に見れ
ば、総則のところによつと書く、ちよつとと言
うと語弊があるかもしれないが、書くというこ
とだけであつて、いまの資金の弾力的な運用と
いつたような面の制約あるいは特質からでもあり
ますけれども、新しい法律ができると国会の議決
になるんだという非常に大きな問題のよう
にも考えられるし、またそれだけの政治的意義が
確かにありますけれども、実質的に考えてみる
と、従来資金計画、収支の計画を示しておつた、
それと一体どこがどの程度に変わるのか、実質的
な意義や効果はどのくらいのものがあるのか。ま
あせつた御努力を、私はそれ自身賛成である
し評価しておりますけれども、しかし内容的に実
質的に考えてみた場合に、どれだけの具体的な前
進があるのだろうか。従来だつて大体の資金の収
支の計画は示されておつたじゃないかという点に
ついて、特にこの新しい法律をつくることによつ
て、これだけの意義と役割があるんだという点

があればそこを御説明願いたい。

○橋口(收)政府委員 いまお尋ねがございまし
た、実質的にどの程度意味があつてどのくらい現
状と違ふのかという点でございまして、財政投融
資対象機関につきましても運用区分ごとに金額を
きめまして、それに対して五割の弾力条項といふ
ものを予算総則の中であらうだといふ予定
にしてありますが、従来実績で申しますと、各
機関で五割以上増額になつた事例が間々ございま
す。たとえば中小金融機関の商工中金のこと
は、従来、年度中に五割以上の増額をいたしたこ
とがございまして、そういう点から申します
と、運用部の資金の貸し付けの額の小さいものに
つきましては、やはり景気情勢等に即応して弾力
的に対処するのには、いささかふぐあいが生じて
まいります。この点は、国会の議決をちょうだい
する以上は、それぐらいの不便は忍ぶ必要がある
のではないかと。もし五割以上ふやすような情勢に
なつた場合には、やはり他の一般予算の措置とも
関連いたしまして、補正の措置をとらざるを得な
い。そういう事実上の制約といふものが加わつて
まいります。

そのほか、繰り越しにつきましても、翌年
度までの繰り越しでございまして、翌々年度ま
での繰り越しといふものは法律で認められており
ませんので、これはワクとして翌々年度まで持ち
込みということが、現状では理屈の上では可能で
あつたのでありますが、今回の措置によつてそれ
はできません。

それからさらに、決算的な処理としまして、実
績の報告といふものを国会に提出することになつ
ております。これはやはり従来なかつたことでご
ざいまして、初めに計画をつくりましますときに国会
の御審査をうけらわし、さらにその実績結果につ
きましても再度国会の御審査を受けるということ
でございまして、

弾力についても制約が加わり、繰り越しについ
ても無制限でないといふことで、従来よりはいろ
いろな制約条件といふものがきびしくなる。それ

から同時に、国会に提出して正式の議案として御
審議を仰ぐわけでありまして、財政投融資作成
官庁としての精神的な重圧と申しますか、精神的
な義務といふものは、従来よりはさらに強まる、
こういうことであらうかと思ひます。

○竹本委員 すべての取り扱い、取り組み方が非
常に重要性を持つてきた、重からしめることがで
きるという意味の政治的効果、これは相当評価し
なければならぬと思ひますが、いま御説明の
ありました決算の問題ですね、これもいままで
は、いまま御答弁がありましたけれども、全然な
かつたといふことですか。それから今度も特別会
計の決算に添付資料ができるだけであるか、その
点はどうか。

○橋口(收)政府委員 第四条の規定によりまして
報告をいたします内容として、当初の長期
の予定額だけではなくて、弾力発動いたしました
場合にはその弾力も含めてやりますし、それから
前年度からの繰り越しを当年度において運用いた
しました場合にはそれも入つてまいりますので、
いわば予算現額のものについての決算なり実績
の報告といふものが国会に出るのでございまし
て、現状では財政投融資の側から、つまり融資の
側から、その実績について国会に特に御報告する
という立場にないのでございまして、そういう点
で申しますと、先ほどの当初計画作成の際と同じ
ようなやはり制約といふものが加わつてくる、こ
ういふことでございまして、事前審査と事後の審
査と両方国会の御審議をいただく、こういうこと
にならうかと思ひます。

○竹本委員 この財投で投資したり融資したりし
た場合のその相手先の公社なり公団なりのこれら
の運営がどうなつていくか、うまくいっているか
という点に關する管理や監査の問題でなければ
も、従来、そういう財投の投融資先の機関は、会
計検査院はどういうところまでいつておるのかと
いふ点をひとつ……

○長岡政府委員 財投対象機関のうち、たとえば
特別会計あるいは政府関係機関、これにつきまし

ては、決算が当然国会でも御審議の対象になつて
おるわけにございまして、御質問の趣旨は、公
団、事業団のように、その監督主体主務大臣にま
かせられておる機関の決算面でのチェックであら
うかと思ひますけれども、会計検査院法によりま
す、まず会計検査院が検査をしなければならな
いものの中に「国が資本金の二分の一以上を出資
している法人の会計」といふものがございます。そ
れから検査をしなればならないという義務的な
対象ではなくて、「検査をすることができる」とい
う権能を付与されているものの中に「国が資本金
の一部を出資しているものの会計」あるいは「国
又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成
金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助
を与えているものの会計」といふものがございます。
こういうような規定によりまして会計検査院
は、必要なものについては当然義務的に検査を行
なつておりますし、その他のものにつきましても
任意検査の対象として取り上げておるのが実情で
あらうかと存じます。

○竹本委員 財政法の第二十八条の七号でいろ
ろい資料を出せといふことになつております
が、その資料は大蔵省においては従来どの程度
検討されておるものであるかという点はどうで
すか。

○長岡政府委員 財政法第二十八条七号には「国
が、出資している主要な法人の資産、負債、損益
その他についての前年度、前年度及び当該年度の
状況に関する調査」といふものを国会に資料とし
て提出することが義務づけられておるわけでござ
います。が、「国が、出資している主要な法人」と
いふその「主要」といふのはいかなる範囲のもの
であるかといふものにつきましては、現在、私どもが考
えております国会に提出しております範囲は大体、
出資額百億以上の法人といふのが一つの原則で
ございまして、ただし、そのうち大半が現物出資等
でございまして、財産の管理をしていふような法人
は除外いたしておりますが、原則としては国の出
資額が百億以上の法人、それから出資額のいかに

にかかわらず当該年度財政投融資計画の対象になつて法人というものを「主要な法人」として参考資料を出してあります。なお、この内容につきましても、従来と四十七年度予算とは、四十七年度に改善を加えて、損益計算書、貸借対照表等以外に収支の内容がわかるような表も添付することにいたしてあります。

○竹本委員 それらの資料を大蔵省ではどこまでの程度に検討するか。これは出してもらつて、もちろん国会は国会の立場でまた議論すべきでしょうけれども、大蔵省ではどういう部局でどういう見地からそういう資料を検討されておるかという点はどうですか。

○長岡政府委員 大蔵省としては、窓口は主計局と理財局になると存じますが、国が出資しております主要な法人についてのたゞいま申し上げましたような財務諸表のものが、その法人を監督しております主務大臣がまず第一義のチェックをいたしまして、それが大蔵省に提出されて、これを両省におきまして、内容に誤りがないかのチェックをいたした上で資料として調製をして国会に提出をしている次第でございます。

○竹本委員 いまの検討の内容の問題ですけれども、数字の誤りがあるかないかという問題ももちろんあるでしょうが、大体ここにもありますように、財政関係の問題を見るときには、ぼくは二つの基準があると思うのです。一つは——二つも三つもあるかもしれませんが、一つは、その出した金が経済的なエフィシエンシーを十分にあげておるかどうかという問題が一つあると思うのです。それから一つは、ここにも書いてあるような社会的なあるいは社会経済的な見地から、資源の再配分的機能を十分に果たしておるかどうかという見地があるのです。これらは会計検査院が調査、検討する立場とは角度が違ふと思うのです。だから、そういうような別より高い次元からの検討が加えられておるのか、それから加えられた結果、それらについてこそ直せとか、あるいはこれはおかしいとかいったような注

意をされたような例があるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○橋口(政)政府委員 いま御指摘がございました二つの基準のうちの後者でございますが、資源配分的な基準というのは、これはまさに財政計画の編成の際の一番大事な事項でございますから、公共部門と民間部門の資源配分をどうするかということがまず第一にある。公共部門の中で、たとえば道路にどうするか、住宅にどれくらい、厚生福祉にどれくらい割り当てをするか、これはまさに公共部門の中の資源の配分でございます。これは十分関係各省とも相談し、政府の最高の方針として、予算案の内容として同時に財政計画も決定される、こういう性格のものでございます。

それから、経済的効率性と申しますか、資金が効率的に使われているかというところでございまして、これはたいへん大事なことでございまして、最初に審査をいたしまして、当該機関につきまして全体の額を決定いたしますが、実際に融資をいたします場合は、ほんとうにその資金が必要であるかどうか。これは四半期別あるいは融資のつど、内容を係が審査をして決定をいたしておりますが、問題はそれから先でございます。そうやって融資された金がほんとうに効率よく使われているかどうかということになるのでございますが、これは融資の際に、あるいはその事後のチェックの際に、融資機関としても注意をいたしております。これはやはり主務大臣あるいはそれを主管するものとして会計検査院あるいは行政管理局の行政監察、いろんな仕組みで現在監督が行なわれております。ただ政府機関全体を通じて、おっしゃるような立場から、経済的な見地からこれを統一的に監督する、管理する、あるいは指導するというような行政組織はいまのところございませぬ。これはそれぞれ関係機関の法律に基づきまして、その任務なりあるいは作法というものは厳密に定められておりますから、普通の株式会社とはもちろん性格を異にいたしておりますし、またものによつては監理官というものが各省に設けられ

ておるものもございします。

そういういろいろな角度からの事前的、事後的なチェックというものをいたしておりますけれども、いまお話がありましたように、全体としてこれを監理するというような性格のものはございませぬし、たとえば従来から問題になっております政府関係機関の労使関係の問題につきましても、やや話が飛躍いたしますが、政府関係機関の労使関係を規制する問題につきましても統一的な官庁というものはないわけでございます。これはそれぞれ各省大臣がこれをとり行なうということになっておりますので、確かにこれだけ大きな資金を運用するという社会的な実体が現存いたしておりますから、全体について経済的、効率的に適当な運営が行なわれているかどうか、さらに以上厳格な作法と申しますかあるいはより一そう厳格なやり方でチェックすべきじゃないか。いまのようなしかた、方法で十分であるかどうか、これは御意見があらうかと思ひます。許された範囲でいろいろな角度からやっておりますのでございします。おっしゃるような統一した立場から特に経済的な効率性とかいうことに着目してやっております組織は日本にはいまのところないのでございします。

○竹本委員 そこで、いまの問題をさらに発展させて考えたい、こういうことですけれども、私は財投が第二予算としてこれからウェットをますます大きくする、ここにも書いてある資源配分的機能の面は特に重要になってくる、こういうことを考えますと、行政管理局がどういふことをどの程度にやっているかよく知りませんが、少なくとも会計検査院的な感覚で検討しておるものとは違つた角度、より高い次元でその再配分的な機能の問題、やり方が法律に反しているかないかという問題を考えて、経済のエフィシエンシーの問題も含めて総合的に検討すべきではないか、われわれは一種の混合経済的な立場に立つておりますから、しかし好むと好まざるにかかわらず財政投融資のウェットがだんだんふえて重大になってくるということになれば、それをもう一度角度を変え

て点検する機構というものがあつていいではないか。たとえて言へば、公団、公社等の監視機構としての、委員会でもよろしいあるいはそういう部局をつくつてもよろしいが、いづれにしても何かそういう制度的なふりかたがあつて、全面的に新しい角度からの検討と指導、推進を加えていく、あるいは助言をするというものがなければ——法律を新しくつくつて、その社会的な資源再配分的な機能が重要であるからこれをやるのだというならば、その重要な機能がはたして十分に果たされていくのかどうかという問題についてまじめに再検討をする機能もあつていいではないかと思ひますが、そういう前向きな取り組みは、部分的にはいまおっしゃつたようにあるでしょうけれども、全体的に制度的にそういうふうをする必要はないか、あるいは御意見はないか、二つの点はどうですか。

○山本(幸)政府委員 ただいまの御提案は、たいへん日本の今後の経済、特に国が関与しておる経済活動の分野における重要な問題の提起であつたと思うのです。ただ、いま国がいろいろの公団、事業団あるいは公庫、いろいろつくつておりますけれども、これらを見てもみますと、それぞれいろいろ特色がございします。公共性の非常に強いもので、いまおっしゃるような経済的なエフィシエンシーを考えないわけではありませぬけれども、あまりそれに重きを置かなくともいいものもございしますし、また経済的なエフィシエンシーにある程度重きを置かなければならぬ、企業性を尊重してやらなければならぬというふうなものもありまふ。また事業によつては独占性の非常に強いものもございします。それぞれいろいろ特色があれど、組織体活動というものをしなければならぬ。そこで最大公約数的に、おっしゃるような何らかの経済エフィシエンシーよりも、むしろ資源配分的な機能を重視したそういうコントロールというものをすべきではないかということ、全く私も同感であります。ただ、今日の体制でも、自由

をいたたきたいと思いますが、いかがでございますか。
○大村委員長代理 山田委員に申し上げます。
ただいまの件は理事会にはかつて別の機会にすることとし、本日は質疑を進めていただきたいと思います。
○山田(耻)委員 早急なできごとでしたので、御答弁も十分いただけなかったと思いますし、用意もできなかったと思いますが、非常に重大な問題で、国民も非常に、電話をかけてくるくらい心配をしておりますから、できるだけ早い時期に理事会で御相談いただきまして、適当な措置をとっていただきますように、これはひとつお願いをしておきます。
○大村委員長代理 さよういたしたいと思っております。
○山田(耻)委員 財投の問題につきまして、すで

に基本的な問題などについてはかなり審議が深められてきております。財政法上から見て二重議決になる可能性が多いので、資金運用部の問題と簡

保資金の問題以外については御提示がございませんで、はなはだ国会議決、名ばかりという感じが強くいたしておりますけれども、私はこうした公団、事業団、政府機関の關係以外に多くの公団、事業団がございますので、やはりこれらの公団、事業団の實際の受け入れた財投資金の使われ方の適否、こうしたものを十分審査をしなければならぬという国会議員としての責任があるように思えてなりません。これは運営の弾力性を十分持たせて、大臣の認可条項として措置をするというお話がございました。それなりでちゃんと切ってしまうのには、財投というものが第二予算的性格を持ち、その規模も一般通常会計の半ばに達するという非常

に膨大なものになってきております今日、やはりこうした公園、事業団が持つこれらの使い方の適否、償還の現状、こうしたものについて十分なる審査ということをすることがあろう、これは二重決議の問題とは別に審査をする必要がある、こういう気がいたしてなりません、その点について

てはいかがでございましょうか。

○橋口(收)政府委員 ただいま御質問の中にもございまして、財政計画の中で占める資金運用部資金あるいは簡保資金の融資というものは、大きなウェイトを持つておりますので、ただいま御指摘になりましたような財政投融資対象機関の業務のあり方なり資金の効率的運用につきましましては、第一次的にはそれぞれの監督大臣の責任事項ではございますが、財政投融資計画作成官庁といましては、その大半を占める資金運用部資金、簡保資金についての管理、運用の責任を持つておりますので、ただいまの御質問の中で御注意がございまして、融資機関の立場において、可能な限りの事前審査なりあるいは事後の調査はいたしておるのでございます。

事務の段取りで申しますならば、財政投融資の要求官庁から例年八月までに要求金額及びその内容の説明についての書類が出てまいりますので、それを受け付けましてから編成作業に入りまして、約三月くらい検討いたしまして、最終的には予算編成の時期に合わせて財政計画を決定をいたしておりますので、その間要求機関あるいは要求官庁の説明も聞き、それから資金の現状なり業務の執行の現状につきましても十分調査をいたしまして、必要な資金のワクを決定をいたしておるのでございます。

それから、従来の例で申しますと、財政投融資計画の執行に入りますのは四月以降でございまして、実際に金繰りをそのつど検討いたしまして、もちろんその前に事業計画、資金計画の年度間の決定がございまして、これは主務大臣が認可をされます際に大蔵大臣に協議がございまして、その際にも重ねて審査をいたします。それから、個々の具体的な事業が年度間の進行に伴って資金需要となつてあらわれてまいります、これもそのつど審査をいたしまして、資金の効率的な使用が行なわれるような努力をいたしておるのでございまして、問題は、それから先でございまして、実際にわ

れわれが審査をし、可能な限りの努力をいたしまして、融資をいたしました金がほんとうに効率的に使われているかどうか。これは午前中の議論にもございまして、監督大臣の監督事項のほかにも、会計検査院あるいは行政管理局の監察ということも行なわれておるのでございまして、いわゆる機構としましてはいろいろそろつておる。ただそれが、午前中の議論にもございまして、ただいまほんとうに適時適切に、しかも統一的な基準なり見地のもとに行なわれておるかどうか。検査院は検査院の立場、角度がございまして、それから行政監察は行政監察の角度がございまして、融資機関は融資機関としてのものの見方というものがございまして、それらを統一して、事業の執行なり資金の運用がほんとうに効率的に行なわれているかどうかということの事後の調査なり審査については、さらに検討すべき問題もあるかと思ひます。ただ、私も財政投融資計画作成官庁といたしましては、現状で可能な限りの努力をいたしておるつもりでございまして、

○山田(駐)委員 大臣の認可事項でもございまして、会計検査院からのいろいろな検査も受けておるし、監査も受けておるし、各省も責任をもつてその効率的な運用についても監査もなさつておる、そのことを私は総ワクとしていま疑つておるわけではないのです。特にこの資金運用部の資金にいたしましては、簡保資金にいたしましては、一般の税と違ひまして、目的意識的に強制的に集められた資金です。この資金がどのように効率的に運用されておるか、しかもその額はかなりのものになつておると思ひますが、しかもいま国民、労働者、厚生年金をかけておる、国民年金をかけておる、全く働く零細な農民の人々、あるいは老後のことを考えて簡易保険に入つていった人々、そうして蓄積をしていったこうした資金がどのように有効に効果的に使われていつておるかというところを、もちろん大臣なり各省のそれぞれ役人なりあるいは会計検査院なり、それぞれ有能で万能に処置をしておるということですが、

了解されるべきものではないと思ひます。やはりこうした膨大な国民の階層を占めておる人々に対して、そうした人々が特に、せんだつても申し上げましたように、この一九七三年は福祉の元年と政府は銘を打つておる、一体おれたちのかけたこの掛け金がどのように使われていつておるのか、やつぱりその効率的な運用について深い関心を持つことは私は当然だと思ひます。それらを、こうした人々の代表として議会に席を置いておる私たちがその内情まで熟知できない。一体償還方法はどうかしてあるかということも熟知できない。こういうことだけでは私は不十分だと思ひます。

だからこうした問題につきましまして、これはただ資金運用部の資金、簡保資金だけではございまして、それで、いわゆる政府保証債もございまして、それぞれございまして、こうしたものを受けておる各公団、事業団五十社余りに対して、具体的にその運用の実情を把握する、そういう立場をわれわれの自身にはめ込んでいただく、こういうことをするにふしぎなことではないではないか、そういう措置をどうしておとりにならないのか。こういう角度を変えての見方に、どのようにお考えでござい

○橋口(收)政府委員 これもたびたびこの委員会を出ている問題でございまして、財政投融資対象機関の中にもいろいろな性格のものがございまして、特別会計につきましましては、歳入歳出予算として国会で御審査を受けておるのでございまして、それから公社につきましましては、歳入歳出予算、建設勘定も含めまして一切の歳入歳出予算が国会の御審議を得ておるのでございまして、これは御承知のように、特別会計から発足した電電公社なりあるいは国鉄公社というところで、これもまあ沿革的な理由で特別会計並みの規制を受けておるのでございまして、それ以後発足いたしました公庫、公団等につきましましては、これは御承知のように、公庫につきましましては借り入れ限度について国会の予算総則による規制を受けておりますが、それを除きましては、業務計画、資金計画は主務大臣の

認可ということになっております。利息の支払、利息の収入等のいわゆる経費予算については、政府関係機関予算として国会の議決をちょうだいいたしておるのでございまして。それ以外の公団、事業団、これはたびたび申し上げておりますように、現在の制度のたてまえにおきまして、公共性と経済性、公共性と弾力性、自主性というものの調和をはかるために、現在の設置法では主務大臣の監督により、また主務大臣の認可事項として事業計画あるいは資金計画をきめる、こういうたてまえになつておるのでございまして、ただ、そういう形ではございまして、ただいま御指摘いただいたような問題を念頭におきまして、従来から財政法二十八条の参考書類といまして、それから公団、事業団の貸借対照表、損益計算書を国会に提出をいたしておりますし、昭和四十七年度からはさらにそれに加えて資金収支という計表を提出しております、その資金収支表をあらわしたとしますと、大体当該年度の当該年度における事業なりあるいは資金計画の概要というものは掌握できるような姿になつておるのでござい

政府といたしましては、そういう周到な措置をとります。国会の御審議をわづらわしておるわけではございまして、ただいま先生のおっしゃいましたような問題は、制度の問題、法律のたてまえの問題でございまして、実質的には内容につきまして十分御審査をいただけるような体制になつておるのでございまして。したがしまして、あとは財政投融資作成官庁としての私からお答えするのはまあ領域を越えておる問題でございまして、そういう考え方で私も財政投融資を作成する場合に、一視同仁に取り扱つておるのでございまして、特に政府関係機関であるかそうでないかというところで取り扱いの差等は一切設けてないの

係についてはわかりませんが、ここにやはり二つの求められているものがあるのですが、一つは、お出しになっているものは純増分だけですね。当該年度の純増分だけです。そうでなくて、いわゆる公社、公団、事業団、こうしたものに對してどれだけ貸し付けているのか、帳簿残高があるのか、そうしてこれらはどういうふうな運用をされてきたのか、そうしてこれに對する償還はどうなっているのか、そうして当該年度はこのように要請によつて配分をする、そうしてこれはこういう事業に向かつて投入をされていく、こういうふうなものゝを体系づけて国民の前に示しにならないと、さつき申し上げましたような、一体どのように使われているかという不信感が多くあるというわけですね。それを求めておられるのですが、それについてはいかがでございますか。

○橋口(收)政府委員 たいだいま純増というおことばがございましたが、これはおそく当年度という意味でおっしゃった意味であらうと思ひますが、資金収支は純増だけでなくて、当該年度にどのくらいの収入があり、どのくらいの支出があるかという一切を示した表でございまして、これは純増ということではなくて、当該年度の資金計画なり事業の概要が明らかにされておるもの、こういうことであらうかと思ひます。

それから問題は、それから先の残高の問題でございますが、資金運用部資金全体の残高、その運用の態様につきましては、毎月月報で新聞に発表いたしております。

内容的に申しますと、大きな項目で分けておりますが、政府関係機関に幾ら、それから地方団体に幾ら、国債に幾らということはお明らかにいたしております。ただ、さらに内訳ということになりまして、これは別段秘匿すべき性格のものではないと申します、現在が発表をいたしております。しかし、これはお尋ねがあれは答えを申し上げます。すし、それから先はどちよつと触れられた毎年の資金収支の中にはどういふところから幾ら借り入れるところまで明らかにいたしております。

す。資金運用部資金から幾ら、簡保資金から幾らということまで明らかにいたしております。当該年度の財政投融資の運用のほうと平仄が合うように措置をいたしております。

したがしまして、あとは各機関の貸借対照表の表示の問題であらうかと思ひますので、貸借対照表の借入金欄がさらに詳細になるということが望ましいという御意見であらうかと思ひますが、その辺のところは、貸借対照表作成の技術の問題でございまして、これは主計局の問題でございしますが、私から申し上げるのはあるいは適當でないかと思ひますが、その辺は検討の余地があるんじゃないかという感じがいたしておりますのでござい

○山田(証)委員 おっしゃっている事柄で、新聞その他で月報として報告できていない部分、こうした報告されていない部分について総括的に私求めていくわけですね。しかし、それは聞かれれば十分説明もするし、秘匿する気持ちはないとおっしゃることですから、ひとつそれを資料として各公団、事業団別に帳簿残高、運用の実態、効率的にどのように投資をなさっておるかという実態を一覧表にして資料としてお出しをいただきたいと思ひます。

特にあわせてもう一つお願いをするわけですが、一般会計から投入されていく資金もございす。これらについてもあわせてこの公団、事業団などについて投入されている部分についても資料提供をお願いしたいと思ひます。特殊法人についても同様をお願いしたいと思ひます。

以上三点、資料要求よろしゅうございすね。○橋口(收)政府委員 たいだいまお尋ねがございましたのは手元に資料がございすので、とりあえず概要をお答え申し上げますと、四十七年度の、昨年の十二月末でちよつと計数を申し上げますと、特別会計は千八百五十五億圓、それから政府関係機関が九兆四千三百三十九億圓、それから公団、事業団等が三兆五千三百九十九億圓、地方団体が三兆二千五百七十四億圓でございす。

それから、簡保資金の關係をちよつと申し上げますと、これはちよつとくくりが大きくなつておりました。恐縮でございますが、特別会計が六百六十六億圓、それから政府関係機関、特別法人合算して一兆二千八百四十億圓、地方団体が一兆一千四百四十億圓でございす。

それから、一般会計からの出資がどのくらいかというのを、予算の説明書に明らかにされておりました。これは読み上げるのを省略させていただきますが、昭和四十八年度予算の説明の六〇ページに出資金、貸付金の計数が機関別に出ております。念のため合計を申し上げますと、出資金の合計は四千三百五十八億圓、それから貸付金の合計が三百十五億圓でございす。

○山田(証)委員 わかりました。それでは、さつきお約束いたしました三つの資料、ひとつお願いいたします。いまお話を伺っただけでは私たちがなかなか十分のみ込み得る余裕がまだございせんから、資料としてお願いをいたします。

それでは二重議決の問題については、なかなか政府内部にもいろいろ御議論もあつたし、なお、これから受けざるの公団、公社、事業団のほうからのいろいろな解明を求めた議論を深めていきながら、いづれ国民の十分な理解の中で、財政投融資という税以外の金が、どのように効率的に使われていくのか、こういう立場をこれからなす時期を得て、ひとつ深めていきたいと思います。きょうは運輸省、日本国有鉄道お見えになっておりますので、若干これらについてお伺いをいたしておきたいと思ひます。おもに私は、まだ運賃法が国会に出ておりませんから、いろいろと国鉄の小林さん、差しさわりがあらうと思ひますから、具体的にお伺いすることについては、私も遠慮させていただきますと思ひます。特に理財局のほうにお伺いすることが多からうと思ひます。

一つは、私は財政という日本経済の中に占めておる性格、こういうものをひとつ理解したいわけでありす。先ほど申し上げましたように、財政

投融資予算というものは、第二次国家予算といわれるぐらい膨大なものになってきておりますし、その主たる目的も、資源の再配分的なものを強く意味しておるのだ、こういうことは承知をいたしておりますけれども、この財政投融資という一つのものが、公団、公社、事業団にそれぞれ分配をされていきますその過程において、近代経済の原理という立場からなめていきますと、同等の立場で公正に競争する、この原理というものは貫かれていなければならぬと思ひます。いろいろ資料を見させていただきましたと、国鉄の財政投融資計画はばく大なものになってきております。

こういうものが国鉄には非常に巨額な金額をもつて、企業の再建発展、こういうものに力を与えておるわけですが、私は、いま申し上げました資本主義社会における平等な競争原理、同等な公正な競争原理という立場から見ると、国鉄に投ぜられる財政投融資と、飛行場、空港公団に投入される資金というものが、その企業の形態は同じ輸送業でありながら、はたしてここに平等、同等な資金投入がされて、競争の原理、資本の原理というものが貫かれておるかどうかどうだろうか。そのことが必ずしもそうでなかつたら、市場欠落を起して次の問題を引き起こしてくるということは避けられないのですから、そういう意味で私はお伺いをしてみたいと思ひます。

一体いま国鉄の財政投融資資金は帳簿残高総額幾らになっておりますか、小林さん。

○橋口(收)政府委員 先ほど読み上げました政府関係機関、昨年の十二月末で運用部の關係九兆四千三百三十九億圓と申し上げましたが、そのうち国鉄に對する融資は一兆五千億圓でございす。これは十二月の数字でございす。四十七年度末では一兆六千九百四十二億圓、四十八年度末では二兆二千億圓になる予定でございす。そのほか簡保資金、政府保証債等がございすので、それらを全部合計いたしました四十七年度末は二兆五千七百七十億圓、四十八年度末は三兆二十四億圓ということになっております。

してまいるといのが日経センターの調査のよう
でございます。

このようになれば飛行機の側に流れていくか。そ
れは平等な競争原理に基づいて行なわれていない
輸送形態、その背景をなしたものは財政投融資で
ある、こういうふうな経済上の理論づけをしてお
る学者たちも多くございます。このようにながめ
ていくことが、やがて——今日の羽田が成田空港
に発展を遂げたというの、羽田自体が年間
十七万五千回もするほど交通が、飛行機が渋滞
してどうしようもないということ、こういう状
態をもし出していったその背景には、いま私が
申し上げたようないろいろな条件がある。しかも
その上に、飛行機を管理をする、管制をなさる人
というの、運輸省の役人であります。電波を流し
てその上を飛んでいけば済むという形でも、十七
万五千回という状態になれば危険でどうしよう
もない。そこで成田空港を求めるところが、い
まのような経済のワケ組みの中でそれがなす強
力に進められていくことになる、やがて成
田空港も第一、第三の成田空港を求めていかなく
ちゃならない。こういうことになってまいります
と、平等な、公正な競争原理に基づいた飛行機と
新幹線というのでは、どうしようもないという
結果が生れてくるのではないだろうか。

これも日経センターの調査でございますけれど
も、新全線でいよいよ新幹線計画あるいは田中
さんの出されております新幹線計画を見まして
も、膨大な、全日本列島を網羅していきま
す。新幹線を網羅していったと仮定をいたしま
して、一体これだけの金を借りて、これだけの
金利を払って、こういう運賃の収益状態の中
では——これは私、何も運賃値上げ賛成という意
味じゃないのです。そういう状態の中では、東海・
山陽新幹線は黒字、東北新幹線は盛岡程度までが
黒字、裏新幹線は黒字、あとはみんな赤字、こ
ういう試算を出しております。また新全線の中で運
輸審議会にかけられたこうした一つの新しい輸送
体系と輸送予算を見ると、百兆円をこえようとし

ておる。そうしたものがこういう財政の中身の相
当部分を将来にわたって占めていくということに
なっていくば、一体日本の経済メカニズムはどう
なっていくんだらうか。きょうここでは四十八年
度の全く単年度の財政計画について議論を深めて
おりますけれども、過去のそうした歴史と性格、
将来に向かってなおそれを保持しようとする政府
の態度、この中からは私は日本の経済の上では非
常に危険な状態が起ってくるような気がしてな
りません。これらについて、財政とからめて一体
どういふ構想をお持ちなのか、そこらあたりにつ
いて答弁をいただきたいと思ひます。

○原田政府委員 ただいまの先生のお考え、こ
もつともな点があるわけでございますが、一面に
おきまして、交通機関の輸送市場、輸送を行ない
ます競争市場の構造でございますが、必ずしも同
じレベルで競争していかないという点があるわけ
でございます。飛行機につきましては、きわめて時
間の価値の高い人が利用する。つまり長距離を非
常に短時間で輸送するという非常に大きい特色が
ございまして、所得が増大するに従いまして、そ
ういふ利用客が非常にふえてまいるといふ特色が
ございまして。

そこで、航空輸送は四十年から比べまして三・
八倍程度に最近ふえてまいっております、一方
において、鉄道輸送は四十年から比べまして一・
三倍程度の伸びにとどまっておりますわけでござ
います。われわれはこれは必ずしも競争条件とい
いますか、たとえばいまおっしゃったイコールフッ
ティングという理論がございまして、道路費の競
争条件が片方に有利で片方に不利だということだ
けでは説明できないんじゃないかという点を指摘
したいと思ひます。

それから、いまの道路費の競争条件の問題でござ
います。結局、道路費を同じように利用者が負
担しておるかどうかという点でございまして、こ
れにつきましましてはいろいろな見方があるわけ
でございます。

たとえば国鉄につきましましては、手元にございま

す四十八年度からの十カ年の財政再建計画におき
ましては、建設費の約一五%相当額の一般会計の
出資のほか、利子補給が、約一五%程度に相当
する額が一般会計から十カ年間にわたるわけでござ
いまして、大ざっぱに申し上げて恐縮でございま
すが、工事費に對しまして約三割程度に相当する
部分が一般会計から支出されるということになり
ます。

一方航空機に對しましては、空港整備特会とい
うことで、空港並びに航空路におきまして安全施設
の整備費の特会がございまして、ここでは一般財
源並びに空港使用料、それから借入金等でまか
なっておりますわけでございまして、その一般財源の
中にも、空港の場合通行税を取りまして、通行税
相当分と見られる一般財源の投入もございまして、
そういたしましたものと総計いたしますと、約一六%強
ぐらゐが一般財源の負担になっておるわけで、こ
れは空港整備五カ年計画の中の道路費負担として
一般財源がどの程度負担するかという単純なる比
較でございますが、それからいきましたと、必ず
しも国鉄に不利ではないという結果となっております
わけでございまして。つまり国鉄が一般大衆が利用
するきわめて公共性が高いという観点からの配慮
と考へられないこともないわけでございまして、
そういふことを総合して考えますと、必ずしも
道路費の負担において有利であるから航空が伸び
るんだということにはならないんじゃないかとい
うように考える次第でございます。

○山田(通)委員 そのお話は少しいたさか
ねるわけですが、もちろんそれぞれに対する助成、利子
補給があることは私も承知をいたしておるわけ
でございますが、根本のものの考え方というのは、さつき私
が申し上げたとおりでございまして、実際には飛
行機の運賃には飛行場の土地取得の経費、支払う
べき金利というものは入っております。鉄道の
新幹線にはこうした経費がみな入っております。
東京—大阪間実際の原価計算で黒字が出る金額
は、二千五百円程度から黒字になるわけですが、
それが四千円近くも取るといふのは、そういうもの

があるからなんです。それでもって赤字路線、不
採算路線もまかなっていかねばならない。

だからきょうは、私は国鉄財政の中身について
深く入ろうとは思ひません。思ひませんが、いま
もイコールフッティングの話が出ておりましたた
れども、こういうふうな公正な競争原理でない
といふことはもちろんなんです。それをお引き伸
ばしていかうとなさるかどうかといふことをお
伺ひしていただかなければ。だからもつと端的に言
いますれば、こういうものは市場欠落といわれて
おりますけれども、当然払うべきものを払わな
い。そういう一つの分野が拡大をしていくので
す。それは今度の五カ年計画で十九兆五千億組
んでおります道路費もそうです。道路が広がれば自動
車が増える。自動車が増えればまた道路を広が
ていくんです。それは自動車と道路の競争、鬼ご
こなんです。ここにも市場欠落は広がってくるわ
けなんです。

だから私は、こういうところに財政というもの
を振り向けていくということがほんとうに日本経
済の将来の安定のために、福祉国家というものを
創造、つくり出していく立場から、そういう財
政投融資の使い方が正しいのかどうか、こ
ういふことをお尋ねしておるわけです。その点につ
いてもひとつ納得のいくように話していただき
たいと思ひます。

○橋口(政)政府委員 国鉄と航空機との関係につ
いてのお尋ねが中心でございまして、広くとらえ
れば、公共投資全般どういふバランスをとって今
後行なっていくかという問題になるのではないかと
いう感じがするわけでございまして、御承知の
ように、公共事業の中でも受益者負担になじみや
ない事業につきましましては、本来収益性なり有償性
が強いということで利息のついた財政投融資資金
をお貸しして、それによって急速に公共事業を整
備する、従来からこういう考え方をとってまい
ておるのでございまして。もちろんその場合に純然
たる財政投融資の金利、標準六・二%でございま
すが、六・二%を直ちにコストというふうに置い

ておるのではなく、それに対して一般会計の出資あるいは産投会計の出資、利子補給、補助金、交付金、こういうようないろいろな形の組み合わせによって資金コストを薄めておるものが現状でございまして、純然たる一般道路とかあるいは低所得者に対する住宅のようなものは一般会計の負担でいたしておりますが、受益が特定し、しかも急速に整備することが要請されるような財政投融資資金になじむような事業は、財政の利子負担のついたお金で整備する、こういうのが現在の一般予算と財政との機能的な組み合わせの仕組みであらうと思ひます。したがって、公共投資がいかにバランスがとれて行なわれるかということ、当面の問題として、経済社会基本計画というものがございまして、それに公共投資が四十八年から五十二年まで九十兆ということと終わることがございまして、その中に鉄道が幾ら、航空が幾ら、住宅が幾らだという小項目もございまして、したがって、与えられた大きな土俵としては経済社会基本計画に定められた九十兆の公共投資がはたして日本の財政力でできるかどうかということに帰着をいたします。そういう点に關しましては、あの計画が定められる過程におきましてわれわれも内々の作業をいたしております。そういう点から申しますと、いまの九十兆の規模であれば、今後の財政投融資の見込みを勘案すれば、それがバランスのとれた融資ということであれば、あの程度のものは、日本の見通される財政力の将来の伸長ということを考えますと、おおむね均衡のとれた姿で達成できるのではないかと、いふふうに考えておるのでございます。

○山田(駐)委員 おっしゃっているように基本計画で九十兆、将来のバランスのとれた方向としてある程度の可能性を持たれるという立場で検討しておられるということですが、いまのような形で進めていきますと、いわゆる公共投資という市場欠落を埋めていく投資条項で私は拡大をしていくと思うのです。しかしそれは、一見はなやかで豊かな状態を持つておるかに見えますけれども、中

身は一般の経済原則から見ても全く適当でない。今日の日本経済の根底の中にも私は一つのそういう問題点が指摘できると思うのです。

だから、時間もございせんから角度を変えて申し上げるわけですが、思い切つて公共投資の分野で、住宅を建てるとかあるいは道路整備をするとかいうことは財政投融資を使わずに一般財政をこれに振り向けていく、こういうことをおやりにならうとする考えはございせんか。

○橋口(收)政府委員 たいへん広範な問題についてのお尋ねでございまして、私の能力を越えた面もあらうかと思ひますが、一般財政でやる考えはないかというお尋ねでありましたら、一般財政でももちろん応分の措置はするというところでございまして、もちろん一般財政と申しまして、租税以外に公債金収入というものもございまして、現在公債のワケ内であれば国債に依存するということが可能でございまして、そういう意味におきまして、租税と公債金の組み合わせによつて、一般財政は公共投資の促進に力をかすという形になるのでございまして、先生はそこまでおっしゃつておられませんか、かりに全部一般財政でやるということになりますと、それは結局は租税負担の限界に突き当たつて公債金収入に依存をするということになるのでございまして、公債金は最終的には御承知のように租税で返すという問題が出てまいりますから、そこでやはり任意に現世代が貯蓄した郵便貯金その他を活用いたしまして公共投資をやつていくほうが後代に対する負担を残さないという意味で目的に合致していかうのじゃないか。

そこで問題は、利息のついたお金でありますから、それをどの程度薄めるかというところで一般財政が協力をするという形が、現在の財政と財政の仕組みでございまして、日本の、与えられたいろいろな金融制度というものを前提として考えますと、いまのような仕組みを活用して、もちろん実施の過程において配慮を加へるべき問題はいろいろあらうと思ひますが、やはり一般財政と財政とが両々相まって公共投資の促進に力をいたすというのが一番望ましい形態ではないかというふうに愚考いたしておるわけでありまして。

○山田(駐)委員 いま資金運用部資金の中に入つております厚生年金、国民年金ですね、これの総額は一体どれぐらいでございましてか。

○橋口(收)政府委員 昨年の十二月末で、厚生年金が六兆一千五百八十億、国民年金が一兆六百七十億でございまして。

○山田(駐)委員 お話のございました、現在の膨張していく財政投融資を、部分的に、特に住宅とか道路とか港湾とか、こうした当然負担すべき人が負担せずに国が肩がわりしていくという分野が、なお一そう拡大をしていくことは間違いないわけですが、そういう一つの方向を改めていくためには、財政投融資をしない、一般会計でやり得るものはやる、そういうような方向に置きかえていくことについては、政府としては十分な姿勢というものは示しておられませんか。

そこで私は、いま運用部資金の厚生年金と国民年金を聞いたわけですが、大体私が推定をする資金よりは少ない気がいたしますけれども、大体七兆二千億、膨大な金です。この金を、せんだつても御審議いたしましたときに申し上げたわけですが、積み立て方式から賦課方式に切りかえていかうことは、ほんとの意味の国民の老後保障ということとは完べきを期することができない。しかし、それを行なうとすれば、いま積み立てでおる七兆二千億のこの年金資金を取りくずしていく以外にはない。これを取りくずしていくとすれば、政府の計画する財政投融資計画にそこを来たすことになる。このもたれ合いの中で、これからずっと進んでいくのであるならば、私は非常に憂慮すべきものであるといふふうに考えざるを得ません。

そこで、こうした住宅とか、道路とか、港湾とかいうものについては、年金部分を財政投融資に使わずに賦課方式に切りかえていく。その総額分について公債を発行する。そういういたしませんと、インフレが起こる傾向がございまして、その部分のみに歯どめをかけて公債を発行する、こういうふうな措置をとることが将来予見されるべき一つの方式として採択できないものかどうか、私、非常に憂慮するのはその点でありますけれども、そういう公債発行というものと、その部分についてののしかりした歯どめをかけるという措置、この二つを検討しながら、将来の賦課方式へ切りかえていく、その道を追つていくということについては、いかがなものでございましょうか。

○橋口(收)政府委員 年金資金の収支差額と申しますか、保険財政でございまして、責任準備金に相当するものを資金運用部でお預かりをいたしております。その制度の反映の結果としてお預かりをいたしておりますので、年金財政のあり方について発言をするような立場ではございせん。

その点は御了承いただいたかと思ひますが、御承知のように、いまの年金財政はいわゆる修正実額積み立て方式ということでございまして、完全に積み立てをするという形になっておりませんから、これは御承知のように一部賦課方式に移行しているという見方もできるのでございまして、いわゆる修正率が五〇%をこえない限度になっておりますから、まだもちろん積み立て方式のほうが力が強いということとは御承知のとおりであらうと思ひます。

そこで、将来の年金財政のあり方はどうなるかということですが、かりに先生のおっしゃつたような形で修正実額積み立て方式の修正率を高めていく、だんだん賦課方式に近づくと、一挙に七兆円を取りくずすという問題は別といたしまして、今後の積み立ての割合が減るという場合にどうするか、その減つていった部分を公債に置きかえたらどうか、こういう御主張ではないかと思ひますが、公債は御承知のように建設公債という一つの大きな歯どめがございまして、それから今度の経済社会基本計画を見ましても、租税負担なりあるいは社会保険料負担というものは相当

上がるといふ計算になっております。その辺の關係がどういふふうになるかという問題は別にいたしまして、先生のおっしゃったように、かりに修正率というものは高くなつていって、財政投融資の原資として振り向けられるものがだんだん伸びが小さくなるというふうな事になった場合はどうするかという問題でございますが、それは前回の佐藤先生の御質問にもお答えをいたしました。が、いまの財政の原資は資金運用部資金が非常に大きな割合を占めておりますが、かつては政府保証債等が非常に大きなウェートを占めた時代もございました。もちろん運用部資金のほうがウェートとしては高いのですが、しかし政府保証債というものが非常に増えた時代もございました。昭和四十一年、二年等は政府保証債等は非常に大きくなつてゐる。したがって、かりに年金給付というものの内容が改善され、給付の状態がよくなれば、それだけ民力がつくわけでございます。それから、したがってその分を引き当てとして政府保証債を発行するということは、原理的な問題としては考え得るのじゃないかという感じがするのでございます。

したがって、そういう状態になるのか、ならないのか、それからどの程度なるのか、いつなるのかという問題等については、もちろん青写真を持ち得る立場じゃございませんけれども、かりにそういう状態になれば、いま御説明したような対応の方式もあるのじゃないか。したがって財政投融資の原資を確保する目的で積み立て方式を特に制度として固定しているという考え方は、実は考え方としてはさか立ちをしてゐるのではないかと、う感じがしてゐるのでございまして、私どもは制度の反映としてお預かりをいたしておりますので、お預かりしましたものの運用には適正を期する必要があるが、そういう基本的な諸条件が変わつた場合に、必要な対応の道というものを考えていく必要もありますし、かりにそういう資金の流れが変わるということになれば、いまの財政投融資対象機関というものは、いまのままで存在

する合理性があるかどうかという問題も生じてまいりますから、これは遠い将来の問題として考えますと、いろいろ対処のしかたがあるのじゃないかという感じがいたしておるのでございます。

○山田(社)委員 お聞きしていますと、年金基金は財政投融資を進めるために主たる目的を置いて使われておるといふ、せんだつての私の意見に対する強い反対の意思表明であります。しかし実際に、いま財政投融資部分を占めておる年金基金の総量というものは非常に多いわけですね。しかしそんなものを、そのことのために預かつておるのじゃないかといふ言ひ方をなさいますと、じゃおやめになつたらいかですか、私たちが主張しておるような、賦課方式に切り変へになつたらいかですか。しかしそれができない。現実の財政投融資の中にはしっかりとこれが組み込まれてゐる。それはできない。できないほど有効に働いてゐるわけですか。だから私は、そういう言ひ方というものは、真正面からいいたくというわけにはいきません。ただ将来のあり方の中で、経済の安定というものを片側でしっかりと育てながら、老後の安定というものをしっかりと育てあげるといふ立場をとるならば、何とかしなくちゃならぬ、こういう気持ちには、これは当然政治として必ず突き当たる大きな一つの課題なんです。このままの推移で、これから五年、八年とたつわけにはいかない、必ず突き当たる。だから、当面の一つの課題として使われておるこうした部分の中で、歯どめをかけて公債を出してインフレにならないように、しっかりと運用措置を固めながら逐次積み立て方式から賦課方式へという意見をいまして、申し上げたわけですか。

かりにあなたのおっしゃつてゐる部分の中で譲りをお願いして、いま預託をしておる七兆二千億というものを、これをそのまま財政投融資資金の中に入れて込んでおく、そうしてこれから純増の分、年ごとにふえていく部分については、それを年金の賦課に払い出していく、こういう一つの操

作というものでないことは私は思ふ。これが財政投融資の資金とやらはらの關係にあるから私は申し上げておるわけです。そういう措置でもとつていくことによって、日本の国民の老後の安定といふことを考えてあげるのがより高い政治の認識であらうし、そうして財政投融資の議論をするときには、そういうものを側面にしっかりと見定めながら、これからの資金計画を立てていくということが大事なのではないだろうか、私はこういう気持ちを持つておるのでございますが、間違ひでございませうか。

○橋口(政)政府委員 たいへん奥行き深い御質問でございますので、ちよつと私がお答へする領域を越えた問題であらうと思ひますし、また先生と議論をするほどの素養もございませんので、お答へするのをお許しいただきたいと思ひます。

ただ、私も国民の一人として考えますのは、要するに世代間の負担の問題でございますから、まあ私ももうリタイアする年でございますから、個人的には賦課方式というほうが、私の負担が少なくなりますが、そういう意味では個人的には賛成と申します。その部類でございますが、しかし負担を全部若い世代に負わしてしまふというのが賦課方式であるとすれば、それはいろいろ問題があるんじゃないか。やはり積み立て方式の中で積み立てされたものを有利に運用するというのが従来の年金積み立ての有力な基盤になつておつたと思ひますが、これも私の個人的な見解でございますが、有利運用と同時に福祉運用という考え方をもちと入れ込んでいく必要があるのではないかと。そういう考え方をいれまして、今年年金福祉事業団から掛け金者に対して福祉還元融資が行なわれるような道を開いたのでございまして、それは公務員とか公企体の共済につきましては、共済の掛け金者に福祉還元が行なわれておりますが、現在の厚生年金の掛け金者には、事業主までは還元融資が行なわれておりますが、折半負担をしてゐる従業員に対しては還元融資というものが行なわれておらなかったのでございます。まあ福祉還

元、福祉運用ということに重点を置いていくということが年金原価の維持という大問題を控えておりますだけに、やはり現世代が積み立てたものは現世代が受益する、こういう形が積み立て方式をとる以上は望ましいのではないかと、いふふうに考えまして、特に大蔵省のほうからアドバイスをいたしまして、年金福祉事業団にあつては住宅融資の措置をとつたのでございます。

したがって、理財局長という立場で、財政所管官庁という立場で申しますと、もちろん原資は多いにこしたことはないのございまして、ただいま先生おっしゃいましたように、来年度から純増分がゼロということになりますと、これは實際問題として財政投融資の編成ということができないこともございまして、そういう、ちよつと極端と言つては失礼なんですけれども、そこまでも考えを詰めていただくのがいいかどうか、もう少し漸進的な方法もあるのじゃないか。その中で、決して有利運用ということだけに固執するのではなくて、やはり福祉運用ということをもう少し考えていく必要があるのじゃないかというものが財政投融資を所管しておる者の立場としての感想でございます。そういう点から積み立て金を、お預かりしたものは、やはりできれば掛け金者の手元にまで返すような道を考えていくというのが今後の一つの課題じゃないかという考えを持つてゐる一人でございます。

○山田(社)委員 これで終わりますが、最後に、次官にお伺いをしておきます。

お話をいたしましたやりとりの中で、御承知いただけてゐると思ひますけれども、財政投融資計画はこれから逐年ふえていきますし、その中の主要な財源として年金ファンドが使われていきます。しかし片一方では老後の問題というものを保障していく財源でもあります。こういう両面の目的を持つておりますけれども、将来何らかの形でチェックをしていかなくちゃならぬと思ひます。そのチェックをしていく方法として、私は相当の部分について、もしも財政投融資の資金

に回さない、なしくずし、取りくずしの金額に相当する部分に公債を発行して、そうして歯どめをかけてインフレにならないようにする方法が一つと、それから現在の七兆二千億のこうした基金に対してはそれはそのまま置く、そのまま財投の中に据え置いて、これからの純増分だけを取り返していくというふうな方向に措置をして老後を見ていく。

この老後関係を申し上げておるのは、特に財投の中に主体的部分があるからこゝそ委員会でも申し上げているわけでございますので、その立場もしっかりと御理解いただきまして、いま私が申し上げた公債の部分と、そして現在の積み立て分はそのままにして純増分をこれから賦課の方式を高めていくように使っていく、この二つの方向について、次官として一体どのようにお考えになつておられるのか。先ほど申し上げたように、きわめて近い将来直面するたいへんな政治の課題でありますだけに、次官としての見解を伺えればと思います。

以上で終わります。

○山本(幸)政府委員 先ほど来のいろいろの御質問、また政府側から御答弁を申し上げた中で、確かにもう国全体の体制というものが福祉に転換をしていかなければならないという、そういう方向はもうだれも否定できないことでございます。そういう観点からいたしまして、最近だんだんと大きくなつてまいりましたこの財投がどう使われているか、いかなる方面に重点を置いて使われているかということ、たいへん大きな国民経済の中での問題であることは先ほど来もお話しのとおりだと私は思います。

そこで、この財投というものの使い道が一体いままでの考え方でいいかといへば、私はやはりそれは大きな国の社会、経済の方向に沿っていかなければならぬ。ことしの財投の使い道にいたしましても、国民の生活をよくしていくという方向にウェートを置いていく、また財投というものがどこから出てきたかということのその本質に立ち

返つた考え方で、ことしの財投は去年に比べますれば、そうした国民生活にプラスになる方向に使われてくるようになってきた、そういう体制だと思ふのです。しかし、財投はやはり国からお預かりしたお金でございますから、これはやはりお返しするというたてまえで、運用をする立場の者にはどうしてもそういう考え方が先に立つのは当然であります。そういう立場から考えていきますと、これをお預かりしている以上、正しくまた全体として体制に沿つた方向で運営はいたしますもの、返していくという経済的な面もどうしても考えの中に入れていかなければならない。しかし、先ほど局長から御答弁申し上げましたように、福祉の方向で今度は考えていかなければならぬわけですから、そういう方向をひとつ今後もとつていかなければならぬということは申すまでもないところでございます。

そこで具体的な問題として、先ほど来年金の賦課方式あるいは積み立て方式の問題についていろいろ新しい御提案がございました。公債を一つの歯どめをつけて発行していくということ、公債発行はこれは国全体の財政の面でもやるとするとインフレに拍車をかけるというのはいままでの考え方でございます。また先ほど来七兆二千億を一つの基金としてそれはそのまま賦課方式の方向に向けたらどうか、それは基金として置いておけというお話、純増の今後の分だけひとつ使っていくようにしろ、こういうお話でございます。これら一つの新しい御提案でございますが、今日までのこの財投のつづと経緯をまいると経緯から見まして、直ちにそういうことができるかどうか、非常に検討を要する点も多々あるように思ひます。やはり何がしかの時間をかけてやらなければならぬのではないだろうか、そういう方向だ

けは見間違ふことなく漸進的にやっていくというそういう意味で、現在政府は修正的な賦課方式というものをやっておるのであります。現状におきましてはそういうことでやっておるわけでありまして、将来の大きな長い目で見た長期的な観点に立つた場合、たゞいまのお話も年金といふものの重要性から考えまして、いろいろ考えさせられる問題を含んでおるよう思ふわけでありまして、政府としても、こういう日本の経済の現状に立ち至つておる今日、ある程度私は思い切つた考え方をしたいかなければならぬ時期がだんだんくるような気がいたしますので、十分に検討をさせていただきますたいと思ふわけであります。

○山田(聡)委員 終わります。

○大村委員長代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 理財局長、あなた専門家ですから別にその支障はないと感じているかもしれませんが、われわれとしては、財投関係を少し調べようという場合にまことに不便ですね。たとえば二十八条による参考資料を一つ持ってきて見なければならぬ、今度は特別会計予算書を並べなければならぬ、政府関係予算書も持ってくる。ちょっと勉強しようとするとなら全部予算書をひさの前へずらつと並べないと調べがつかないですね。これを国会の議決事項にしてくれという要求は、国民にわかりやすい方法で内容というものが掌握できるようにしよう、これがねらいですね。三つも四つもみんな持つてきて、予算書、参考書類を見なければ内容がつかみづかぬに把握できないといういまのこのあり方は、理財局長としていいじゃないかと思ひますか、それはどうですか。

○橋口(収)政府委員 今回この特別措置法案を立案をいたしまして、いろいろ御批判をいただいておりますように、それぞれ原資別に国会の議決を受ける形が異なつておりますので、それを一表にまとめてやつたらどうかというようなことをしばしば伺つておりますが、これは法律的性格から見ましてやむを得ずつた措置でございます。そういうふうにあちらこちらでそれぞれ国会の議

決を受けるという形をとりましたが、従来作成しておりました財政投融資計画書は従来どおり予算の参考資料として予算の説明の中に突っ込んで国会に提出をしております。ただ、先生がいまおっしゃいましたことは、実は私も全く同感でございます。われわれ自身も先生と同じようにあつちを見たり、こつちを見たりしないと財政計画の全貌がわからない、こういう現状にあることも事実でありますので、いろいろ考えております。四十七年度は二十八条による参考資料も加えたのでありますが、これもよけいなことでございまして、二十八条による参考資料は、実は目次がなく、その機関をさがすのに一々めくつていかなければならぬという不便な形になつております。そういう箇所はほかにも多々ございしますので、いまお約束するの少し借越でございますが、四十九年度には何かもつといま先生がおっしゃつたように、財投はどこと言つたら一べんでそこを見れば政府機関から公団、事業団から、特別会計から全部わかるような形をくふうしてみたい。可能ならば予算の説明と分けて財政投融資の説明というのを一つつくるのも一案ではないか。あるいは予算の説明の中はつきり分けて、全部そこを見れば財政投融資の事項が一覧できるようなものにするということでもくふうをしたいということで実は考えております。

○武藤(山)委員 いまの理財局長の答弁で、そういうものがくふうできれば、私どもの要求してきた趣旨は完全に生かされるので大いに賛成ということになるわけでありまして、せつかくひとつ御努力を期待したいと思ひます。

そこで、今度の改正案で、運用実績の報告を年々やらせまう。この運用実績の報告書がまたどういう形になるか。その形式いかんによつては、次の四十九年度なり五十年年度の編成の際にたいへんこれが参考になるのじゃないかと思ふのです。だから、運用実績の報告というのは一冊にまとめる予定なのか、またいまの予算審議にたいして三つにも四つにもまたがった形になるのか、これ

は一体どんなことを一応考えますか。理財局でいま考えているこれから運用実績の報告書を国会に出す場合の形式、どんなことを一応考えておられますか。

○橋口(收)政府委員 いま考えております実績報告書は一表にいたしたいと思っております。事項別に国債と特別会計、政府関係機関というのが縦になりまして、横に当初の長期運用予定額、それから弾力条項の発動があれば弾力による増額、それから前年度からの繰越し、その合計がいわゆる予算現額みたいなものになります。それが長期運用可能額になりまして、それがいわばワックでございまして。それに対して、当該年度で運用した実績、それから翌年度へ繰り越した額、最後に不用額というふうな、一覽でわかるようなものを実は考えております。

○武蔵(山)委員 同時に現在予算で出しておる貸借対照表、損益計算書、そういうようなものもその報告書には添付されるわけですか。ただ単に一枚の表で全部わかるというだけですか。それともたとえば特殊法人などの場合もありますね。これが二十八条の報告のようなスタイルで下へ全部貸借対照表までつくのかつかぬのか、それはどうですか。

○橋口(收)政府委員 これは決算の報告がある機関につきましては、従来から決算の報告で国会に出しております。いま先生のおっしゃったところまでまだ考え及んでおりませんが、いま御説明した一表だけにこだわるつもりは毛頭ございませんので、よく検討してみたいと思います。

○武蔵(山)委員 私の感じでは、運用実績報告書をつくった際に、これが導火線になっていろいろ改善策が、形式の問題が考えられるのじゃないかろうかという感じがしたものですから、なるべくしろうとのわれわれが見やすく、中身がなるほどとすぐ把握できる、そういう親切なものに報告書はぜひつくり上げてもらいたい。そういうものができれば、次の予算作成のときにもそれが土台になつて非常にいいものができていくのではなから

うか。そういうことを期待をして、理財局長、頭のいいところでひとつ任中にりっぱな形式のものを、初めてありますから、きちっとしたものをつくり上げていただきたいと期待をいたしておきます。

それから次に、政策の面に入るわけでありまして、各機関に配分をするときに、大蔵省としてはかなり高所からながめて、ことしの物価情勢はどうなる、ことしの金融情勢はどうなる、したがって、資金運用部資金の配分はこうしようじゃないかというふうな、大所高所からながめた金融や物価動向というふうなものをにらみ合わせて配分をしているのかどうか。そこらの配分のしかた、いままでの下からの積み上げで各機関が要求をしてきたら、そんなに原資はないのだからおまえのところはここのくらい、このくらいという形で情性に流れて配分をしているのではないかという疑いがある。この辺、ひとつ内容をつまびらかに聞きたいと思ひます。

○橋口(收)政府委員 われわれは積み上げ作業ももちろんいたしておりますし、ことに個々の機関について申し上げますと、やはり積み上げの作業というものがどうしても必要になってまいりますけれども、冒頭におっしゃいました全体のワック組みと申しますか、フレームをどうするか、来年度の財政投融資計画の伸びをどうするか、しかもその中で事業期間と融資期間とをどういう程度の配分にするかというふうなことは、おおよそマクロ的な手法で検討いたします。四十八年度で申しますと、一般会計の予算の伸びがつかないほどの高率になっておりますので、財政投融資の伸びは四十七年度の景気対策として行なわれまして三一・六%よりは何となく下回ることが必要だ、そういう大きなフレームを組んで予算の財政関係の編成の基礎作業をいたすのでございます。もちろんそれとあわせて、並行いたしました来年度の経済見通しというものの作業がございまして、いわゆる国民経済計算の約束ごとで、財政投融資を追加すればどのくらい財貨サービスの購入入り政府

の固定資本形成に貢献するかということも大まかな試算をいたします。

そういうマクロ的な手法の中でも、公共部門と民間部門との配分の問題、それから公共部門の中で住宅、道路その他の施設への配分の問題というものもやはり一種のマクロ的な手法、ことに各種の五カ年計画がございまして、それから来年度以降になれば、先ほどちょっと触れました経済社会基本計画というものが一つの大きな基盤になると思ひます。そういう実需の面からも積み上げる。同時にマクロ的な手法によりまして、来年度資金需給なりあるいは金融に対する影響というものも十分考えた上で、積み上げとそれからマクロ的な手法との接点で財政投融資計画というものの作業を行なっているわけでございます。

○武蔵(山)委員 御承知のように、昨年の総選挙でも各党が大企業優先から福祉優先へということ、かじとりを大きく転換せよということが国民の期待でもあったし、大きな世論だったと思ひますね。大臣もまたそういう答弁を本会議においても施政方針演説の中でもみんなそう述べておる。ところが実際に組まれているこの資金運用部資金の配分の内容などを見ると、そういう配慮というのがほとんどないのじゃないか、私は、そう感ずるような箇所がたくさん見受けられるのであります。

たとえば具体的にお尋ねをすると、開発銀行の中身であります、一応開発銀行の四十八年度末の貸し付け額合計が二兆六千九百四十七億円になる、こゝろ貸借対照表には書かれておるわけでありまして、二兆六千九百四十七億円という開発銀行の融資口数などはたいへん少ないわけですね。五千五百五十六口でこれだけの金を貸し付けるわけでありまして、一企業あたりの融資額はたいへんな金額になるわけでありまして、一方、中小企業金融公庫が一兆四千五百七十四億円、国民金融公庫が一兆一千六百十二億円、したがって国民金融公庫と中小企業金融公庫と合わせたぐらゐり開発銀行だけで使うわけですね。いまは大企業優先から

転換しろ、かじを変えろと怨嗟の批判があるのに、なぜこういう開発銀行の膨大な資金利用というものを改善しようとしなないのか。こゝろが私は先ほど言った、大所高処からながめた資金配分というものについての配慮がないんじゃないかならうか。

特にいま過剰流動性問題が議論されて、都市銀行では企業が金を返そうとすると、いや、うちのほうの収益が悪くなるから返さずに使つてくれよ。ますます資金はダブついて、株にいたり土地にいたり、国をあげて大騒ぎをしているわけでしょう。そういうときに最も簡単にやりやすくチェックできる部門というものは、そういうものが可能な範囲は限られておる。私はやはりこの資金運用部資金の利用というものが、かなり効果的に作用できる財政金融政策上の問題点だろうと思ひます。そういう意味からいって、どうも開発銀行に対する姿勢というものがさっぱり変わつておらぬのじゃないだろうか。それを変えた、福祉優先に切りかえた、これは時代に適合した利用のしかたであると考えておりますが、この辺のいきさつはどうですか。

○橋口(收)政府委員 開発銀行の貸し出しの内容の問題でございますから、銀行局からも見えておりますので、詳細は銀行局から御説明したほうがよろしいかと思ひますが、私ども財政投融資対象機関として開銀に資金を配分いたします場合には、やはり開銀の業務の内容がどういうふうに変つてきているかということに最大の重点を置いておるのでございまして、御承知のように、昨年開発銀行も久しぶりに改正がございまして、従来の終戦直後の経済の再建、産業の開発、貿易の振興というふうなつかしい、いわば合いことばがございまして、そういうものから社会経済の発展というふうな時代に即したような機能に発展をいたしてきております。それは法律的な面だけでなくて、やはり開銀の業務の内容を事態に即して見てまいりますと、たいへん大きく変わつてまいってきておりまして、たとえば当該年度の貸し出し計画で申し

ますと、四十八年度は都市開発というのが一千七百十億円になっております。これは全体の貸し出しを一〇〇としたとすると二・一・三％になっていきます。これを五年前、四十三年で見てみますと、金額で二百五十億円でございましてわずかに一〇％でございます。それから顕著なもので申しますと海運でございますが、海運は四十八年度は九百七十六億、全体の構成比が一七・七％。これも五年前、四十三年でとてみますと、金額が八百九十三億円でございまして構成比は実に三五・六％ということで、三分の一が海運に向けられていた。今回はわずか一七％というふうに変わつてきております。それからその他国民生活の改善に寄与するような公害防止が中心でございしますが、これは四十八年が八百二十五億円で、全体の構成比は一五％でございますが、四十三年度はわずかに十億円でございまして、〇・四％ということで、年々の伸びで見ますと、開銀の業務の内容と内容とも著しく変わつてきておりまして、これは残高で見ましてもやはりそういう傾向は出ております。

たとえば、これも蛇足になりますが、電力で申しますと、四十一年度末は二九・二％でございしましたが、四十六年度末は一六・九％、非常に大きく下がつております。それから、いま申しました大都市開発のごときは、四十一年度末は二・九が九・九、技術開発のごときは、やはり四十一年度が二・九が七・二というふうに変わつてまいってきておりまして、やはり開発銀行も時代の流れに即した業務の発展的な進化を遂げている、そういう現実に着目をしていまして、必要な資金の配分をいたしておるつもりでございします。

○武蔵(山)委員 いま理財局長のおっしゃった五千五百億円の新しい四十八年度の貸し付け計画、この内容というのは、資本金別に分けると、やはり大企業がこれらの資金を利用することになるのでしよう。この内訳はどうですか。たとえば都市開発の場合、貸し付け対象というのはどういうところですか。中小企業ですか、市町村ですか。

○橋口(政)政府委員 大企業、中小企業という区分を実はいたしておりませんので、的確に何割はどうなつていっているというところは申し上げにくいのですが、都市開発の内容を申しますと、私鉄の輸送力増強というのがございまして、これは武蔵先生のおっしゃった範疇でいえば、当然大企業ということになると思います。それから大都市再開発これはいろいろなものがございます。民間デベロッパーもございまして、それから組合もございします。ということ、こう一々ずつと見てまいりますと、時間の関係もございまして、それが大企業かというところはそういう資料もありませんので実はあれですが、地方開発は、普通の観念で申しますとまあ中堅企業ということになるかと思ひますので、開発銀行として特に大企業のみを相手にするという性格ではございせんけれども、やはりそういう資本力を必要とするような企業ということになるれば、おのずからいわれる大企業の範疇に入らざるを得ないと思ひます。そういう点から申しますれば、やはり大企業が相当多いということはいえると思ひます。

〔大村委員長代理退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

○武蔵(山)委員 ですから、ことしのような、過剰流動性がないへん問題になつていっているというようなところ、ときには、私は、やはり開発銀行などは、もつと政策的に国が大きな見地から、従来の貸し付けであるものなども回収を少し急がせて、市中銀行へ融資依頼が転換をされていく、そういうようなことをやつたつて、大企業は決して困らないですね。しかも、市中金融がゆるやかで、ほんとうにだぶついて、災いをたいへん起こしているのではありませんから、こういうようなときにはこそ、やはりこの中身を再検討してしかるべきではないか。

時間がありませんから、こまかい議論はできませんが、二兆六千九百四十七億円の開発銀行の貸し付け金の行くを少しあとで——資本金一億以下、一億から十億程度、十億から百億程度、そう

いうような区分を、大蔵省のほうで出しやすい区分でいいですから、なるべく資本金別の貸し付け状況、それをひとつ資料として出してもらいた

い。それからもう一つ、国会でたかされるものから、都市開発とか地方開発、国民生活改善、エネルギーというような、名称はたいへんスマートに切りかえて予算書に大きく書かれていくわけでありまして、この中身もやはりなかなか問題があると私は思ふのであります。これも、担当は特別金融課長のほうですか、こちらでひとつこの内容も、おもなものでいいから、たとえば全国的にこれがどんなぐあいに配分されるか、北海道のほうへうんと行くのか、九州のほうへ行くのか、中部のほうへ行くのか、そういう地域別に、国民生活改善などというのはいくつものものに、どの方面に主として公害の問題が利用されているのか、そういうようなものを——中には公害だといつて借りておいて全く違つたものに使つたなんて、この間国会でたたかれていような問題もあるわけですから、国家資金を有利に利用を認められる大企業のそういうモデルを欠いた資金利用というもの、われわれとしてはできるだけ監督、監視をしなければいけません。そういう立場から、このことしのスマートな表現になつてい内容も、少々資料をつくつて、たとえば都市開発と地方開発でけつこうですから、この二つの中身をこまかにひとつ……ちよつと説明ができればここで説明してもらつてもけつこうです。

○岩瀬(明)委員 たいだいま御要求のこまかい資料でございしますが、調べてみませんと、はたして御要求のとおりにいけるかどうか、地域別の内訳というのの提出するのが困難かと思ひますが、手元にはございまして資料で簡単に御報告いたしますと、四十五年度、四十六年度におきまして資本金十億未満の企業、この総貸し付けに対する割合、金額等が出ておりますので、ちよつと申し上げますと、四十五年度の総貸し付けが三千四百十九億、それに対して、資本金十億未満の企業に對

して六百六十六億、件数の割合でまいりますと、これが約四五％でございします。四十六年度は、総貸し付けが四千二百五十一億でございまして、それに対して十億未満の企業に對しまして八百三十三億、全体の割合は、件数で申しますと四十三件ということになっております。

○武蔵(山)委員 あとでそういう資料を、手元にできているものでいいですから、ひとつ説明をしてもらいたいと思ひます。

それから、さつき理財局長が山田委員に答えたときに、簡保資金三兆四百十七億円のうち、特別会計六百六十六、政府機関一兆三千八百四十億、地方が一兆一千四百四十億、こうお答えになりましたね。あとの残はなにに使われるわけですか。三兆四百十七億のうち二兆。三兆になりませんね。○橋口(政)政府委員 それら三つを合せて三兆二兆五千億ぐらいになるかと思ひます。で、残りでございますが、大きいのを申しますと、契約者貸し付けが千五百億、それから電燈四百六十億、それから金融債二千三百六十億、それから短期国債が百二十三億、預託金が九十八億、大体そんなものでございします。

○武蔵(山)委員 それから理財局長のほうは、結局資金運用部資金二十一兆円を握つておるわけですね。これがたいへん大きな権限になるわけですが、この二十一兆円の運用部資金というものを運用する感覚は、運用する大蔵省の考え方は、何と金利回りをよくして、うまい運用をしなくちゃという経済合理主義というのか、そういうことばかり先ばしつていて、金融政策上の配慮、ばくが冒頭に言つた物価や過剰流動性、そういうようなものを考慮する余裕がないのじゃないか。というのは、この二十一兆円でどのくらい、先ほどは平均して六・二％ぐらいの利回りで運用したいというところだが、そういう利回りのことを非常に気にして、政策的な配慮に欠けているのではないだろうか。国民年金もあれですが、厚生年金の資金も全部同じ運用利回りで運用しておる、こういうことですか。簡保もそれから郵貯もそれからコ

ストのほとんどからない厚年も国民年金も同じ利回りですか。

○橋口(收)政府委員 厚生年金も郵便貯金も、いずれも資金運用部資金として統合管理をいたしてありますので、原資として区分はございますが、運用収益は全部プール計算でございます。したがって、七年以上の預託金には、預金者平等の原則という立場から全部六・二%の金利をつけておりますので、運用のほうは六・二%でございますから、ほとんど利ざやがないという状態でございます。したがって、貸し付けのほかに債券発行機関で、何と申しますか、比較的収益能力のある機関には債券引き受けということで、これは六・七%程度に回りますので、そういうことでわずかに従来は利益を出しておったのでございますが、最近約二年間の間に短期証券の利回りが一・五%低下をいたしましたので、この一・五%の低下は、かりに平均残高で一兆円の短期証券をもっているとしたしますと、年間で百五十億円のマイナスになるということでございます。

そういう点で、最近是非常に収益が苦しくなつてまいりました。この前もお答え申し上げましたが、四十七年度では大体四十八億円という推計をいたしておりますけれども赤字になる、こういう状況でございます。したがって、別に利回りを考えてということではなくて、むしろ運用と申しましても法律で全部きまつておりますので、うまく運用をするというような余地は、実は全くといっていいほど残されておりませんので、日本銀行と打ち合わせて、できるだけ債券類があればこれに運用するというので、わずかに利益を出しておったのでございますけれども、ことしはいま御説明したようなことで赤字になるのではないかといいことでございます。

○武藤(山)委員 そうすると理財局長、厚生年金と国民年金で約七兆二千億円ありますね。これはほとんどコストがかかっていないわけでしょう。金利は払っていないわけでしょう、郵便貯金と違うから。やっぱり払うのですか。

○橋口(收)政府委員 払っています。

○武藤(山)委員 それはどこへ払うのですか。

○橋口(收)委員 これは厚生保険特別会計に対して、郵便貯金と同じように、七年以上の預託金に対しては六・二%の金利を払っております。

○武藤(山)委員 それならわかりました。私は国民年金と厚生年金には金利がついておらぬ、したがって相当の運用利回りが出るのではないかといい感じを持つておったが、それは特別会計のほうへちゃんと六・二%で計算して大蔵省は払っているわけですね。では年金も大蔵省は預金預かっているかっこうになるわけですね。それはわかりました。

そこで、先ほど資料として一、二要求したものをを出していただいて、五時にどうしても次の会合がありますので、次の質問はまた保留しておきたいと思いますが、ひとつ開発銀行の資金の利用状況、この資料がありましたらあとでお届けをいただきたいと思ひます。

○木村(武千代)委員長代理 次回は、来たる六日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和四十八年三月十三日印刷

昭和四十八年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X